

常に私は不満足であります。それは何かという、大臣は、たとえば問題になつております附加価値税の延期等は、今の鈴木さんのような御答弁ではなかつた。ことに参議院における答弁を見ますと、これは実際上の問題として賦課することができない。同時に流通税である関係のために、これをこのまま一月にさかのぼつてかけるということ、流つてしまつた物の値上りというものはできないのであつて、これは事業主が全部背負わなければならぬのであつて、そういうことはできない、従つてこれを延ばしたというよう

なことが、実は参議院で答弁されておるのであります。そうなつて参りますと、鈴木さんの御意見とまつたく逆な話であつて、全然趣旨が違つておるとわれわれは考へるのであります。この点私どももいたしましては非常に遺憾に考へておる。さらにもう一つ、そういう御答弁がありますならば、住民税に入ります前にもう一応聞いておきたいと思ひますが、この前の国会におきましては御存じのように、政府当局は必ずしもそういう態度ではなかつたという御答弁があるかもしれませんが、国会の審議というものは非常に無視されて、そうしてほとんど修正意見が取上げられない、実は押し切られて参つておるのであります。ところが今回それがここにいられたという事実があつたからというようになるとおもうるが、一体当局はその当時においてすらやはり修正の聲があり、さらにその当時同じような情勢にあつたということは御存じの通りであります。そのときに絶対に修正はできないということ、これが押し切られ

て参つたのが、わずか三、四箇月の間に住民の意見がいられたというようになつておられますが、一体そのときの客観情勢と今日のこの修正をされた間にどういふいきさつがあつたか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

○鈴木政府委員 附加価値税の実施を一年間延期したことに關しましては、大臣の参議院の本院議におきます御答弁がどういふ御答弁でありましたか、私その席におりませんでしたので、この確に今存じておりませんが、大臣がこの提案理由の中に申し上げておられますことも、今御指摘のように技術的に困難な点もございするし、同時に準備について万全を期すると思ふの意のことも申し上げておると思ふのであります。この準備について万全を期するといふ意味の含みの問題につきましては、今まで明確に申し上げませんでした。たけれども、やはり前国会等におきましていろいろ論議にかんがみてという氣持で私たちはいるわけであり

とになると非常に長くなると思ひますが、何と言ひ訳をされましても、そのときの客観情勢とそうかわつていない今日においてこれだけぐらゐの修正ができるのなら、この前あまりむりをしなくてはならないかと思ふ。

それは、それから多くの人の意見をいれて附加価値税を延ばしたというお話であります。ちつとも延ばされておられないのであります。法律はそのまま出されておられます。ほんとうに延ばしになるというならば、なぜこの法律案の中に書かれておるのか。削除したならばあるいは延ばしたということが言えるかもしれませんが、ただ実施が延びているだけであつて、これではほんとうにこれを延ばされたとは考へていないのであります。税目体の本質論がその前の議会でやかましく言つたのであります。また世間で今やかましく言われておりますのは、この税の本質論がやかましいのであつて、納得はできないものであるから、その結論を得るまでこれを当分延ばしたらどうかということが世間で言われている。それがこの税金に對する延期の理由であります。ところが今の鈴木さんの御答弁は、その点に觸れていないのであつて、もし政府にほんとうに延ばす御意思がありましたらば、この法律の中から附加価値税だけを削除しておいてもらつて、一応これを引込め、さらに研究してその後に出すかもしれないというようにお話をなすか、一応これは延ばしたということ

その次に聞いておきたいと思ひますことは、市町村民税に關する問題でございますが、この問題はすでにしばしば聞いておられますし、また大臣にも私どもは聞きまして、これの大きな点につきましても一応省きまして、各條文ごとに疑義の点だけをた

しておきたいと思ふのであります。それに入りまして前は一応配られました資料について御質問をしておきたいと思ひます。この前も実はこれと同じような資料を出されたのであります。それで私どもが非常に考へておりましたのは、この税負担の關係で、従来の住民税と國民負担の關係との比較であります。所得税がこれの引合ひに出されている。しかし今度の地方税といふものは、ただ單に住民税と従来の直

は、私どももいたしましては、国税に對して所得税を減税いたしておるわけでございますが、この所得税の減税といふのは、私どももいたしましては、やはり市町村民税につきまして、所得割を中心としたところの、實質的には市町村所得税、あるいは地方所得税といふような性格のものと考えられておるもので、いわば国税の所得税に對して軽減された部分のある部分だけは、市町村に對して税源として委譲せられたものである、こういうふう

に私どもは考へておるのであります。従つてそういう見地から負担の比較をいたします場合に、もちろん全体として、国税、地方税をひつくるめて負担を考へるのが一番合理的でございます。さうしたつて、今のやうな国税としての所得税と、いわば地方所得税といふやうな性格を持つております市町村民税とを合せて負担の比較をするということにやはり意義があると思ひまして、そのやうな資料を用意いたしたやうな次第でございます。

○門司委員 もう一つこの資料についてのお話を聞きたいと思ひます。これはこの前の委員会でもういぶん聞きたつたのでありますが、また同じやうな統計が出ておきますので、重ねてこのことを聞いておきたいと思ふのであります。この統計の表によりまして、住民税の欄と所得税の關係とが書いてあります。従来の住民税、いわゆる都道府県税並びに市町村民税といふものの納税の額であります。これは統計を見ますとほとんど同じやうに書いてある。たとえば年額六万円の所得の者に対しては、独身者も、三人

る。しかもその内容の徴收方法につきましては、東京におきましても、あるいは神奈川県におきましても、ほとんど同じような数字が出ておるが、個人に割当てておるものが六四％、法人に割当てておるものが三六％、しかもそのうちで、個人に割当てておるものものは、均等割として、百分比にいたしまして一七・二八％、さらにいわゆる資産割に該当いたしますものが一四・〇八％であります。所得割にいたしておるものが三二・六四％になつており、三六％の法人に割当てられておりますもののうちで、五・四％というものが均等割であつて、さらに資産内分に割当てたものが一二・二四％、資本金割に当てられておりますものが一八・三六％、こういうふうに大体東京では計算されておる。さらに神奈

○鈴木政府委員　ただいまの御指摘の点でございしますが、全体の税の総額から申しますならば、市町村民税と、従来の住民税との比較におきましては、二倍強程度でありますことは、これはすでに御説明を先刻来申し上げておることと存じます。ここに書いてございします各所得階層別の数は、この備考にも書いてございましたように、東京都の特別区の存する区域の例によつて算定をいたしましたものでございします。また均等割の計算の方法等も一応この備考のところに計算をいたしてございしますが、これはある程度抽象的な事例として書いておりますので、御指摘のように個々具体的の場合においては、そこに多少の差異が出て参るであらうと存じております。従つてそういう点から個々具体の事例になつ

市町村において、できるだけ実情に即するように行われるようにいたしました。い、さように考えております。

○門司委員　今の御答弁で、実情に即するというようなお話であります。が、実際は実情に即しないのであります。旧の税法によりますならば、先ほど私が申し上げましたような、こういうこまかい数字を一々出して、そうして均等割は、いわゆる所得の割合から申ししても、たとえば五千円の所得のある人に対しては、均等割はこのくらいにする、三万円の所得者にはこのくらいにして行こうということで、相当市町村の実情に即した徴収の方法が実は考えられるのであります。が、今度の税法が行きますと、またたくそいう余裕はないのであります。昨日の中島参考人の申しましたよ

うことであります。これは政府のお考えになつておりますように、昨年度の二百七十億圓かの徴収と、本年度の五百何十億の徴収との、この大きな比率の問題から見ますならば、なるほど政府の言うように、二・五倍であるとか、二・六倍というような数字が出て参ります。が、實際の住民税というのは、先ほど申し上げましたように、個人の負担しておりますものが大体五〇％であり、法人並びに資本金に割当てておりますものが五〇％であります。これは先ほど私が申し上げましたもので御存じの通り、いわゆる法人に三六％をかけて、そうして資本金は東京都におきましては一四・〇八％を掛けておる。これを二つ合せますならば、やはり五〇・〇八％になるのであります。神奈川県例を見ましても、

負担、あるいは国税、地方税を通じましての負担ということを考えて参ります。ならば、すでに御案内のごとく、それぞれ軽減になつておるわけでございまして、結局負担をします者は一個人であり、法人であるわけでございします。これらのものはそれ／＼国税、地方税全体を引受けておるわけでございしますから、そういう各種の税負担を引受けております個人といたしましては、總体的に負担が軽くなるという見解に立つておるわけでございます。個々／＼の税をそのまゝ比較いたしますと、それは固定資産税におきましても明瞭でありますごとく、ふえて参るわけでございますが、私どもといたしましては、あくまでも全体のひとつ

の国、地方団体の負担を考へておりまして、それが一人の納税者にかかる。それを軽減する。そしてまた全体の各種の税の負担を通じての均衡化をはかつておるというふうに考へておるのであります。

○門司委員 それはどうも答弁がおかしいのであります。税金を納めるのは個々に納めるのであります。総額で納めるのは決してございせん。従つてとられるものは、個々に納めるものであります。私は先ほど総額において大体五・二倍になるというのを申し上げましたが、実際上の問題としては、住民税は従来の十倍なりあるいは二十倍になるものが必ずできるのであります。あなた御自身が計算をされても、おそろくそういうことになりはしないかと思う。一体こういう納税をいたします者の側から見ますと、五倍になり、十倍になる、あるいは二十倍になるものが少くないようなものを、どこまでも政府はただ単に税の総額の点から押して行つてこれは二倍半であるというふうな宣伝をされることは、間違ひではないかと思う。国民はおそろくそういうことで徴税令書が来たときに、こんなはずはなかつた、去年三百円だから、これは六百円で済むと思つていたところが、何千円、こんなはずはなかつたというので、こういうことから税の混乱が起るのであります。末端の町村役場におきましては、おそろく今回の住民税の徴税令書が参りますれば、必ずそういう大きな混乱が私に起つて来ると思う。ことに今日非常に困つております勤労階級が、一ぺんに何千円というふうな税金をとられるということになつて参ります。

す、その負担に耐え得るかやうかというところであります。税の総額の面ではあるいは減つたと言われますが、減ることには直接関係のありまするのは所得税だけでございせん。あとの取引高税であるとか、あるいは織物消費税であるとかというふうなものが減額されて参りまして、これは取引高税の化けて出て来たものが附加価値税であり、決して国民の負担が軽くなつたというところは言ひ得ない。私もそれはそういう点をもう少し政府は正直に、明確にひとつ知らしてもらいたい。しかもわれわれの目の前に持つて来られます参考書が——こういうでたらめだど私はあえて申し上げておきますが、ではあらぬ参考書では困るのであります。ほんとうに東京都において六万円の収入の人が、三人家族でこれだけの税金を納めておるかどうか。もう少し資料につきましては、数字の魔術というか、数字だけでごまかさないので、実際の事情というものを調査してもらわなければ、私は税金の問題に対してはほんとうの質疑はできないというふうな考へておりますので、どうかその点をひとつ御考慮願いたいと同時に、私に求めますことは、政府は二・五倍と申されておりますが、実際はこれは個人々々に割当てるならば平均五・二倍になり、さらに十倍、二十倍になるものがあるというところをはつきりお認めになるかどうかということであり

も、国税、地方税全体を通じて三百億余の減税になるという数字を持つております。これにつきましては、もちろん税でございせんから、それ、一人々々の納税者に対してする当り方につきましては出入りがあるでございまいしょうけれども、全体としてはそういうことでございまして、また税等につきまして、いろいろ廃止になつておりますものもたくさんございまして、また結局におきまして、それ、各種の税を総合的に勘案をいたしまして、一人の納税者が税について負担するといふ面は、多くの場合において少くとも軽減されておるのである、こう考へておるのであります。ただもちろん例外的にはいろいろあると存じます。市町村民税がいきなり十倍になり、二十倍になるというふうな事例は私もまだ的確に把握いたしておりません。これは従来の行き方につきまして、あるいは全然市町村民税を負担してはなかつたような人が今度新たに負担するといふようなこともございまいしょうし、あるいは附加価値税につきまして、事業税として従来負担してはなかつた人が、今度は新しく附加価値税を負担しなければならぬというふうなことが出て参るのであります。そういう意味では、あるいはむしろ何十倍ということになるわけではございますが、そういうことの結果として、今までの不均衡でありました税の負担が公平になり、均衡化せられる、こういうところを私もはねらつておるわけではございまして、その均衡化をはかります現段階におきまして、あるいは個々の納税者に対しては過去の税負担と比較いたしまして、非常に当

りの強い場合もあると存じますが、その点はやはり大きな税負担の軽減、公平化という点から忍んでいただきたい、こういうふうなつもりで立案をいたしておる次第であります。

○門司委員 ひとつ委員長から当局に注意してもらいたいと思ひます。私は何も税の負担の全部を今お聞きしているわけではありせん。住民税の実態はこうなるが、政府はこれをお認めになるかどうかというのを聞いておるのであります。税負担の全般についてはちつとも議論をいたしておりません。この点は委員長から特に当局に御注意を願ひたいと思ひます。私の質問だけにお答え願ひたいのであります。私はさつき申し上げておりましたように、納税貯蓄といふことにつきまして、横浜におきましては住民税がこういふ形になるから、今から住民税についてはひとつ納税が完全にできるやうに勤労者も貯蓄してもらいたい。これを完遂するためには、おの／＼貯蓄するやうにしてもらなければ納税が困難になるであろうといふことの注意書まで出しておる。しかもその内容は住民税がこういふ割合でかつて来るから、今度五倍かつて来ておる、それまではつきり書かなければならぬのである。私はつきりこの点を聞きたいのである。いわゆる政府が資料に出しております二百七十億の去年の市町村民税と、ことしの五百七十五億とを比べなければならぬといふ、この大まかな数字の比較対照によつて政府は二・五倍、あるいは二・六倍といふふうに言つておられますが、その二百七十億の五〇％であつたいわゆる資産制を法人に賦課しておられますことのために、

今年には当然その倍額を納めなければならぬ。個人の平均は大体五・二倍くらいに私が政府の案をそのまゝうのみにすると言へると思ひます。その点はどうも少し国民に明確にしておきまさんと、納税をいたします場合に、必ず混乱が起るということでありまして、地方自治体の必要に応じて税金をとられることではあります。あえてこれまたやむを得ぬといふことは一応考えられますが、その場合においても、單に政府の宣伝のように、住民税が二倍半になるというのの宣伝を盛んにしておいて、実際は五倍以上あるいは十倍、二十倍になるといふと、国民をだましておるといつてもさしつかえないと思ひます。こういうことでは納税に協力せよといふことも、協力しようがないじやありませんか。政府がほんとうにまじめに国民に納税の義務を完全に果させることのために資せんとするならば、もう少し内容をはつきりさしていただきたい。そうしてこういう参考書の場合におきまして、実際はこうなるのだといふことを納得の行くやうにしてもらいたい。私の申し上げておりますのは、そういう理由で事実上の問題といたしまして、最低五・一倍ないし五・二倍になるといふことを政府は一体認めるかどうかということでありまして。

○前尾委員長 門司君に注意しておきますが、あなたの質問は長く続きますが、そうしたら参考人の方が見えておりますから、参考人の御意見をお聞きしたいと思ひます。

○門司委員 それはどちらでもよろしうございしますが、一応その答弁だけこの際伺つておきます。

○鈴木政府委員 今の門司委員の仰せになりました点は、ひとつお用いになつております資料を拜見いたしましたし、私どももいたしましてまたさらに研究を加えたいと存じます。

○門司委員 やや逆襲のような形に出しておられますが、私の資料を見てもちつともさしつかえありません。この資料を知らなかつたといふことの責めは当局は負いますか、その点をはつきりしておいていただきたい。

○鈴木政府委員 私どももいたしましてはもちろんでございませう、門司さんのような練達な者はかりがそろつておらない次第でございまして、私も非常に貧弱な陣容でございませう、これはやつたつもりでございませう、が、なおたまたまいろいろ御指摘のありました点につきましては、私どももさらに研究を重ねたいと思ひます。

○門司委員 私はただ研究を重ねたいというだけでなくして、言葉をはつきりしてもらいたいと思ひます。現実の問題として資料を寄せというお仰せでありましたが、今読み上げた資料を差上げてよいと思ひます。また東京都に行つてみましても、神奈川県に行つてみましても、同じ数が出て来ると思ひますから、私のところに東京都から来た書類があるもので、お見せしてもちつともかまいません。ただ数字の概念から申し上げても、いわゆる資産割であり、法人割が五〇％入つておるといふことは事実でありますので、これを除きますと、政府の案よりも倍にならなければならぬという理論上の問題を今お聞きしておるのであります。こまかい数字が間違つておる

がどうかといふことの説明と、そうしてその政治責任を私は追究いたしました。

○鈴木政府委員 先刻門司さんの仰せになつておられますことは私もよく承知いたしております。ただ先ほど来いささか意見が食い違つたようなことで申し上げておられますが、私どももいたしましては、かりに門司さんの仰せになりましたことをそのまま受入れて考えましても、やはり資産割がなくなりましては、固定資産税との関連においての問題としてやはり私どもは考えたいと思ひます。また所得割がふえて参りますこと等も、これは所得税との関連において考えたいといふふうに思つておるのでございまして、住民税に限りましてのたゞいまの御意見は十分拜聴いたしたつもりでございませう。

○門司委員 どうもわからぬのです、私はこれはこれつきりしか長くなるから聞きませんが、聞いておられますのは、たゞさういふ意見を聞いてもらつただけではだめなんです。問題は理論上さういふものが住民税に關しては出て参りますので、それで一体五倍をちよつと越えるといふことを政府は認めるかどうかといふことであります。私どもの申し上げておられますことは、税の總額においては固定資産税がどうであるとか、あるいは附加価値税がどうであるとかといふようなことを実は申し上げておるわけではないのであります。この住民税に対してどうかといふことであります。問題はさういふことをひとつお考えを願ひたい。地方の実情としては、政府の言つておいでになりますように固定資産

税でとられる。固定資産税を非常にたくさん納めるような階級は比較的少ないのであります。住民税を納めるような階級が非常に多いのであります。その場合に、それらに対して一々説明いたしますることのために、これは資産割の計算上の負担がこれだけ大きくなつたのだから、住民税においてもそれだけ負担をふやそうといふのかどうかといふことであります。住民税に対する従来の政府の説明は、従来の住民税の二・六倍といふ数字が書かれておるだけでありまして、従つて固定資産税に直接関連を持つておられませんか、庶民階級は、やはり住民税だけを議論するのであります。またそれでおければならぬのであります。現実において住民税はさうなつておるといふことがはつきり政府から説明されない限りは、おそろく実体といふものはつかめないうると思ひます。従つてこればかりか質問いたしません、先ほどから幾たびも申し上げておられますように、倍率の關係を御訂正なさる御意思があるかどうか。

○鈴木政府委員 重ねての御意見でございませう、この点は十分拜聴いたしました。今の市町村民税の税率の点でございませう、これは本年度の地方財政計画におきまして、税としては一千九百八億を予定いたしておるわけでありまして、市町村民税につきましては五百七十五億、たゞいま御指摘の通り数字を見込んでおるわけでありませう。この五百七十五億の数字を得ますためには、やはりこのような税率を押さえる必要と、私どももいたしましては困難である、かように考えておる次第であります。

○門司委員 その点は私もよくわかつておるのであります。それははつきりさういふ数字を出しておられますので、かつておられますが、個々の内容について実際の場合には違ひます。五百七十五億をどうとすれば、どうしても住民税に対しては五・二倍といふ数字をかせなければその数字が出て来ないのであります。去年の二百七十億の徴収額と五百七十五億の徴収額との間には、明らかにその数字が出て来るのであります。これはただでは済まされません。さういふのは、今まで法人が納めておつたもの、資産家が納めておつたもの、先ほど申し上げましたように、この中から除かれておるといふために、当然住民税はさういふふうになつて来る。従つて固定資産税をお持ちになつておる金持の人はさういふ安くなつたからといつてバランスがとれるかもしれませんが、貧乏の方ではそれはバランスがとれないのであります。従つてさつきから申し上げておる数字を認めてくだされば、それで私は事足りるのであります。

○鈴木政府委員 市町村民税につきましては、資産割が抜けまして所得割が中心になつておるわけでございますから、さういふ点から申しますと、ことに今年度は所得税額そのものを押さえておられますから、所得税の負担のいたし方が前国会通過いたしました所得税法において均衡を得ておるかどうかといふことにかまつて来ると思ひます。今年度は前年度の所得税額を押さえておられますから、その意味ではある程度まだ均衡は免れられせんけれども、さういふような点につきましては、それ〴〵地方団体におきまして、一面

標準税率でありますし、標準の均等割でございませうから、さういふようなものと実際の負担の実情等とを勘案いたしまして、そこにそれ〴〵の団体における自主性を生かした調整は、私どもとしても可能であると思ひます。この点がまた国税と地方税の特質の違ひ点だと思ひます。市町村民税との比較につきまして、今御指摘のように一般的にみまして五倍になるんだといふようなことは、私どもとしてはそのまゝ受取りがたいのでございませう、特定の事態につきまして従来の市町村民税と住民税を比較いたしました場合において、その間にさういふような事態がある場合もあるであらうと私も想像いたします。

○門司委員 だん／＼近くなつて参りましたが、先ほどから申し上げておられますように、住民税にありましては均等割であります。所得割でもなければ何でもない。均等割が税の中心になつておられます。大臣はこの前の答弁で、これは公課的な性質を持つておるといふことを私の質問に対してはつきり御答弁になつておられます。従つて住民が居住をいたしておるために、当然負担しなければならぬ公課的な性質を多分に持つておるといふ御答弁であればあるだけ、やはりわれ／＼は公正を期さなければならぬと考へておるのであります。しかも税金の性質といたしましては、さういふ性質を持つております。以上は、やはり地方の住民がおの／＼の生活を限度をいたした徴税方法が講ぜられなければ、一つの自治体の円満さといふものはなくなるのであります。ところが、この場合においては、何ら考慮されておらない。従つて先ほ

どの鈴木次長の答弁では、はなはだ不満足ではございますが、これ以上責めましても、時間が非常に長くなるので、同僚各位に御迷惑だと思ひますので、私はそういうことがあるかもしれないという御答弁によつて、この総合的の住民税に対する先ほどの資料に基く私の質問だけは一応終りたいと思ひますが、政府にお申し上げをおきたいことは、資料をお出しになるのでしたら、もう少し明確な実情に沿つた資料をぜひとも出していただきたい。そうでありますと、私もこれを審議する上におきましても実は迷惑しますので、その点を注意してもらいたいと同時に、できれば、鈴木さんは先ほど大分強くお出になつておりました、東京府の実際の徴収の方法がどういふ徴収の方法がされておるかというところについての、政府側の資料をまとめていただきたい。東京都は大体二、三十段階くらいあると思ひますが、かりに六万円の収入を得ておる者の段階も非常に多いと思ひますから、これ一つだけでも段階をはつきりしていただきたい。そして同じ六万円の収入の中で、独身者はどれくらい納めておるか、その独身者もアパートにおる者と、独立の家屋におる者とは違つておる。それから家族を持つておる者、つまり三疊の間に住んでおる間と大きな邸宅におる者とは、同じ六万円でも違つておる。そういう実情も十分注意していただきたい。このことは私は資料として要求をいたしておきますので、はつきりした数字を出していただきたい。市町村民税の各條文にわたります質疑と、さらに目的税の各條文にわたります質疑は一応

これで保留いたしておきたいと思ひます。

○前尾委員長 それではこれより参考人の方々の御意見を聴取することにいたします。ただいまお見えの方々は泰平国男君、平林義治君、大森眞一郎君、占部秀男君、西田徳長君であります。

この際参考人の方にさういふことを申し上げたいと思ひます。今日は酷暑の折柄、また御多忙中にもかかわらず、本委員会のために御出席くださいまして、地方税法案について忌憚のない御意見を承ることは、本委員会として今後の法案審査の上にも多大の参考になるとともに、一層の権威を加えることと深く信ずるのであります。委員長といたしまして、委員会を代表いたしまして厚く感謝の意を表する次第であります。何とぞあらゆる角度から忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。

それではまずおいでになりました順序で、日本自治団体労働組合總連合会の副中央執行委員長の泰平国男君にお願いいたします。泰平参考人。

○泰平参考人 ただいま御紹介を受けました自治労連の泰平であります。私は地方税を徴収する任に当ります都道府県市町村職員の労働組合を代表いたしまして、若干意見を申し上げたいと思ひます。

前回の第七通常国会に地方税法案が提出されました際に、私もどなたか申し上げたことは、この改正案は大家から徴収でき得るだけ徴収しようとするきわめて悪い税制である。もしこれが通りましたならば、第一に地方自治体がこの税制による苛徴請求の先頭に立たなければならぬ。第二番目には、地方

自治体の機能は相当麻痺する。さらに第三におきましては、地方自治体の民主化あるいは地方財政の自主化ということはどういふ期することができな

い、こういうような見地に立ちまゐり、反対運動を展開いたして参つたのであります。今回さらに国会に提出になりました地方税法案を見ますと、前国会において不成立となりまして政府案に、部分的には若干の修正が加えられておるのであります。しかし問題の附加価値税の例をとつてみましても、これは結局においては実施するのであります。ただその実施の時期が明年の一月までに延期されておるにすぎない、あるいはまた固定資産税につきましても、税率は少々引下げになつておるのであります。しかしこの税率も、徴収五百二十億を確保するということが前提となつておるのであります。これも本質的には何らのかわりはない。全体を通じて、この新しい法案が地方税収入の千九百億円というものの確保を前提にいたしておるのであります。そのわくの中で若干の税の配置やあるいは税率の上下はありましても、私もどなたか申し上げたのは、この修正は單なる中訳にすぎないのである。そして本質におきましては、つまりこの地方税に盛り込まれたところの税制が非常な重税であり、大衆徴収の税制であるといふことの性質においては、前回の法案と何らかの異なるところは、かように考へておるのであります。

これを個々の点について若干申し述べたいと思ひます。まず第一番に附加価値税についてであります。この附加価値税に対する課税は、経営が成立つか成立たないかというようなことを全然考慮に置かない。従つて純益のない赤字の工場や商店に対しても、いやしくも企業が存在する限りすべて課税される、こういうことになりま

す。ところで現在のこういう対象にさしますところの中小企業の状態は、新しく申し上げるまでもなく、非常な危機に直面しておるのであります。この多数のものが崩壊し、あるいは工場を閉鎖し、その他の多くのものが赤字経営に傾んでおる、こういう実情にあるわけでありま

す。そういう中で附加価値税の創設は、経営の困難な企業に対しては、致命的な打撃を與えることになり、従つて今日までこういう中小企業あるいは地方自治体の基礎でありますところの地方産業の復興というところにつきましては、業者はもちろ

んと希望と持つておるわけでありま

す。しかしこういうような課税によりまして急速に崩壊過程が始まることになりま

す。これらに努力が水泡に帰することになるのであります。特に地方の中小企業におきましては、その経済的な地盤はいわゆる地方の産業であります。これらの産業は、先ほど申し上げましたように非常に経営の困難な状態にありますので、この附加価値税の課税によりましてさらに一層困難になるならば、これは地方財政の基礎をさらに脆弱なものにする、かように考へるのであります。また企業によつて支拂われますところの労賃も附加価値税に見られますので、今後の企業におきましては、労賃の切下げあるいは企業の一方面的な合理化ということが相当強力に進められる、その結果労働の強化あるいは首切りがさらに引越つて来

る、こういうふうになるのであります。またさらに、協同組合や労働組合が現在やつておられますところの厚生施設についても課税されるといふ結果になりますので、この方面の均等に浴しておられますところの労働者は、今後さらに実質賃金の低下にあつて、この方面からさらに窮乏化に拍車をかけるのであります。こういうことは結局大衆の担税力を低下させることになつて行く、かように考へられるのであります。また徴税技術の点から申しましても、この税金はまだ世界でも実施されることがない、かように言われておるのであります。従ひましてかような税を、今日のような経済情勢の非常に複雑な混乱した時代に、現在の徴税機構のままで実施されるということはきわめて危険である、こういうふう

にわれは考へるのであります。

次に市町村民税についてであります。これまで住民税に対しては負担が非常に重過ぎる、あるいは課税が不当であるといふような理由によりまして、ほとんど全国を通じていろいろの形で反対運動が起きておるのであります。こういう事情に直面いたしまして、われわれ地方自治団体の職員は事務量の非常に大きいこと、あるいは人員の不足、あるいは地方行政の中に

おきますところの非民主性、そういうような中にあるながら、非常に困難な労苦を拂つて来ておるのであります。これが今度の改革案では、従前に比しまして一躍三倍ないし十倍というような大幅の引上げが起るものであります。これによりまして住民の受けま

すところの

すところの

すところの

負担がいかに過重であるかということ、想像に余りあるものであります。特にこの課税におきまして高給所得者、いわゆる大抵において年所得二十万円以上の人に對しては非常に課税が少く、さらに所得が上昇するに従いまして減税いたしておるのであります。最も多くの該当者がありますところの年所得五万ないし十万程度の人に対しては、課税率は最も高く八倍ないし十倍というような重税となつて現われておるのであります。ここにもこの税金の持つところの大衆課税的な性質、あるいは大衆的性質がむき出しに現われておる、かように私どもは考えております。さらに税について問題になりますのは、課税の対象を非常に広げておる。従来世帯主だけであつたものが、今回の改革案では妻子も一律にかかる。従つて課税対象は昨年の一千二百萬から今年は二千二百萬に達する、こういうふうになつておるのであります。われ／＼は一方において国民生活が非常に窮乏化し、これに対する十分なる措置が講じられていないとおきにおきまして、他方税の負担の面においては、非常に広汎な大衆が課税の対象とされるところに、この税の非常に深刻な大衆課税の性質を見るのであります。

第三番目に、固定資産税について申し上げたいと思ひます。これは土地、家屋に對し、政府の資料によりますと従来の二倍半以上の引上げになる。とにかく大幅の引上げが行われることは間違いないのであります。このことがただちに家計に影響することはもちろん、家賃、地代の値上り、さらに商品の値上り、こういうような形をとりまして、今後究極においては勤労大衆の肩に転嫁されること、明らかであります。ことに今日の住宅が非常に逼迫しておるという状況と相まつて考へてみますとき、これによつて受けるところの大衆の苦痛は非常に大きいものがある、かように考えるのであります。さらに機械設備その他の償却可能な財産にも課税されることになつておりますので、たとえばわれ／＼の生活と最も関係のある電気、ガス、交通、そういった方面への課税が行われ、従いまして電気、ガス料金の値上げ、あるいは交通費の引上げというようなことも想像にかたくなないのであります。そしてこれらのものは、結局においては一般大衆の肩に転嫁されるのであります。これによつて労働者の生活はさらに低下し、一般大衆の税金に対する苦痛は一層深刻なつて来るのであります。

第四番目に入場税について申し上げたいと思ひます。入場税の税率を三分の一だけ下げますが、それと同時に課税範囲を広げておるのであります。全員を無料に入場させる場合も、その経費を入場料金とみなして入場税を課し得るもの、こういうふうになつて規定されておりますので、このために労働組合を初め民主的団体による催しものは、古今に例のないと言われるこの入場税によつて、非常に多くの束縛を受け、民主団体の文化活動はこの辺から大きな束縛を受けることになるのであります。以上四つの点について申し上げたのでありますが、これを要するに、今回の改正案は、前回の税案と同様に、本質においては何ら異なるものではない。そしてそれはすべて究極において大衆の肩に転嫁される。そのことによつて大衆の窮乏が急速に進み、担税力はさらに極限に達するものである。こういう見解におきまして、われ／＼は今度の法案に反対するものであります。

次に現在の財政機構の中におきまして、中央財政が非常に龐大な国家予算を持つておるのであります。この龐大な国家予算を維持するためには、最も強力にして徴税の容易な所得税や消費税を確保することが中央財政にとつて必要なものであります。従いましてこの中央財政を守つて行くためには、地方財政に残された財源というものは、極めて貧弱なものしか残らないのであります。そこで地方財政は当然大衆的、大衆的、大衆的であるべきで、こういう事情にあるのであります。今回の地方税改革案はまさに国家財政の支柱としてのこうした役割を演ずるものである、かように考えておるのであります。しかしながら大衆課税は、一方においては、大衆の窮乏化のために、多くの困難を生ずるものであります。地方財政とはできないのであります。地方財政の自主性を確立することはとうていできないのであります。そこで起債の許可、あるいは大蔵省預金部の資金の借入れ、あるいは地方財政平衡交付金の操作、こういう操作を通じて、地方財政が勢ひ中央財政に依存せざるを得なくなる。ここに地方財政の自主性は失われる危険が十分あるのであります。かように考えまして、龐大な国家予算を中心とする現在の財政機構の中にありまして、今回の改革案は地方財政の自主性を著しく妨げるものである。財政の中央依存をもたらしものである。こういう理由が私どもがこの法案に反対する第二の理由であります。

次にわれ／＼といたしましては、特に地方税の徴収に当る職員の場合にいたしまして、二つの点について考へてみたいと思ひます。まず第一番目はこの法案によるところの税金が、はたして徴収がうまく行くのであろうかどうかという点であります。最近におけるい／＼の事情は、徴税成績の非常な低下を伝えております。たとえば長野県におきましては、県税の納入率におきまして、一昨年の九三％から昨年は八六・九％に低下しておるのであります。これは他県の県におきまして、さらに市、町村と末端に行くに従つてこの傾向は非常に強いのであります。それでは納税者であるところの一般大衆の状態はどうであるか、これは申すまでもないのであります。失業者は非常に増加しておるのであります。労働者は賃金の切下げに困つております。中小企業は経営難で困つております。農民も窮乏に苦しんでおる。こういう状態の中で、大衆の担税力はすでに限界点を越えておる。たとえば京都では五月中旬に配給米のとれない市民が一割五分に達しておる。その大部分が四月、五月に急にふえた生活困窮者があるためである、こういうふうになつておるのであります。また毎日の新聞紙上ににぎわしておるように、この大衆の窮乏化は生活苦のための自殺者や心中者を出す、こういうような状態になつております。こういう中におきまして、本年は昨年よりさらに四百億という多額の租税の徴収を増加するのであります。従つて徴収が前年度よりはさらに一層の困難を増すことは明らかであります。その上地方財政の危機は非常に深刻、自治体は、税の収入や起債や借入金のために、苦しい財政をまかなうために、佐野市に見られるように税金の前借りというような方法に訴へておりますし、また納税債券の発行といったような方法もとられております。さらに強制寄付、強制労働というような方法をとることによつて、今日の地方財政の危機を切り抜けておるのであります。こういう事情からいたしまして、大衆の負担がさらに苛酷となり、これによつて徴税は一層困難になる、かように考えられるのであります。従つてたとえば京都市会におきまして一議員の前年度滞納処分が計上されておるが、これをどうするつもりかという質問に答へまして、理局長は悪質の者に対してはびし／＼強制執行をやる、かように回答しておるのであります。今後この重税の負担、徴税の困難という事態にあつて、強権によるところの徴税が非常にその数を増して来るということはお考えられるのであります。特に最近における朝鮮の問題、あるいは警察隊の増強の問題、こういう問題と考へ合せまして、今後の徴税におきましてこのころの徴税の徴収は、われ／＼の非常に関心を持つところでありまして、さらに今年の租税の徴収期は八月以降に片寄るということが起きて来るために、今申し上げましたところの徴税の困難は、さらに拍車をかけられるのであります。こういうふうになつておるのであります。たとえば国税と地方税との間には、い／＼の競争が行われております。徴税吏員がキャラメルを持つて納税者のうちに行く、こういうような形

において、この国税、地方税との競争、あるいは県税と市町村税との間のばけしい競争が展開されておるのであります。今後におきまして、さらにこの趨勢が強化されて、そのことが徴税の困難を一層増すものではないか、かように考えておるのであります。

さらにまた、今後台風期を迎えるにつぎまして、これまで戦時中、戦後の混乱時代に、治山、治水ということがかなり放棄されて来た。そのために少し雨が降ると、水害が発生する、こういうことが予想されるのであります。すでに今年におきましても、先般二、三日の雨が降つただけで天龍川を初め、大小の河川が氾濫して、田畑の冠水、その他が相当の被害となつて現われております。今われ／＼は台風期の近づくにつぎまして、こういう災害が起きるといふことも考えられるのであります。その場合におきまして、この徴税の困難は、先ほど申しました事情と重なりまして、さらに強いものがある、かように憂慮されるのであります。

次に第二点といたしましては、徴税機構——現在地方税を徴収するところの機構の側における困難についてであります。徴税職員は職制の圧力の強い職場の中におります。そうして非常にたくさん事務分量を負担しております。繁忙期におきましては、たとえ地方事務所職員においては、一人で事業税の調査に二、三十件を受持つというような事例も起きておるのであります。そういうことになりますと、当然正確な調査は不可能であります。そこでああだ、こうだ、といういわゆるだらう税金というものも起き

ざるを得ないのであります。こうして彼ら税務職員は、担税能力の限界に來ましたところの一般大衆と、徴税を強行しようとするところの職制の圧力、この両者の板ばさみになつて非常に苦慮いたしておるのであります。しかし一方において膨大な失業者の群れがあるという中におきまして、彼らにみずから職場を放棄することもできず、結局法律にも十分に沿ひかねるような税の賦課と徴税とを強行するといふようなことになつておるのであります。こうした強行がいかに徴税職員にとつて苦痛であるかといふことは、先ごろ京都市役所の税務職員が、この両者の板ばさみに耐えかねて、遂に自殺をするといふような悲劇が起きているのであります。さらに税務職員に対しては、重税からのがれようとし、また、この一般業者からいへば、な誘惑の手が延びて来るのであります。税務職員は、こういふ誘惑の手に落ちまして、腐敗と不正の邪道に陥る者も出て來ておるのであります。今政府は六十億の予算をもちまして、果あるいは市の税務職員三万数千人の増員をし、この徴税の困難を克服しようとする。しかしこれは単に人間の増員だけをもつて解決される問題ではないのでござい

ます。一方におきましては職制の圧力、他方におきましては一般大衆の反対、こういう中におきまして、真に事務の能率を上げて行くためには、税務職員と生命と生活権とを守らなくてはならぬ。同時に職場の民主化なくしては十分に任務を行うことができないのであります。今日町村の職員の中には六三ベースはおろか、いまだに三千七百円ベースももらわない皆さんの吏員

がおるのであります。また各地の地方団体の職員のうちには、超過勤務手当も十分にもらつていない者があつたといふ状況にあるのであります。こういう実情の中におきまして、職場を民主化し、そうして税務職員的生活権を守つて行くためには、われ／＼の組合の強化が何よりも必要であります。しかるに今、この組合の強化に逆行しまして組合を骨抜きにし、そうして職場の民主化を阻止しようとする目的をもちまして、地方公務員法あるいは地方公務員法の制定が政府によつて企図されておるのであります。しかしかかる地方公務員法あるいは地方公務員法によりまして、この組合の抑圧は、決して今日におきましますところの徴税吏員の能率を増加するゆゑにはならないのであります。以上両方の方面から申し述べまして、私ども今後のこの法案によりまして、私どもの徴税が、非常に困難であるといふことを結論として見出したのであります。

以上の見地に立ちまして、われ／＼は結論としまして、第一に今回の改革によつては地方財政の自主性は確立されない。第二番目に大衆の收奪と窮乏化に拍車をかけるものである。地方財政の基礎を危うくするものである。第三番目に、地方財政の行政機能は麻痺する。第四番目に、地方自治体の民主化は妨げられる、こういうふうな見解を持つものであります。従いましてわれわれは所得税を地方に委譲すると同時に、少くとも民主的な納税調査機関を地方自治団体の中に設けるといふ意見をつけ加えて、今回の改正法案には、われ／＼は前回と同様に、全面的に反対であるといふことを申し上げ

まして、私の意見を終りたしたいと思ひます。

○前委員長 次に日本農民組合本部の大森眞一郎君にお願いいたします。

○大森眞一郎 日本農民組合本部の大森であります。私は農民の立場から今回の地方税法の改正案に対しまして、二三の意見を申し述べたいと思うのであります。

地方税の改正案に対しまして、日本農民組合といたしましては、機關の決定によりまして遺憾ながら全面的に反対の立場を明らかにいたしておるのであります。これから申し述べますことは主として農民の立場からいふ点が問題になるか、二三の点を指摘いたします。若千の意見を加えたいと考へる次第であります。

まずわれ／＼の立場といたしましては、今日農家の経済が非常に逼迫しております。実情を把握いたしまして、農民課税につきましては特段の御配慮をいただきたいといふふうに考へるのであります。詳しい説明は申し上げませんが、一、二安本の数字を拾つてみ較しまして、その間における農家経営の四圍の状況を見ますと、経営費の点から見ましても、総経費に対する農業経営費は十七年におきまして三六・二%、これが二十四年に至りますと急激に減りまして一五・一%というふうな経営の縮小を見ておるのであります。一方においては農業外の経営費の面から見ますと、これは逆に上りまして一九が四・三%にふえておるのであります。ここに農業経営の現在の不健全性があるのであります。さらにこれに加えて、租税公課の面から申

しますと、二・九%が一・五%にはね上つておるのであります。こういう実態を御掌握いただきまして、農民課税につきましては特に御考慮をいただきたい。これをあらかじめお願いいたします。次第であります。

次に第一に附加価値税についてであります。私どもは附加価値税という税制を創設することをやめまして、事業税法を改正いたしましてこれを実施すべきであるといふ見解を持つてゐるのであります。私どもが附加価値税に対する反対理由の第一点は、事業税におきましては、言うまでもなく利潤に対して賦課いたすのでありますから、担税能力に一応妥當なる査定が行われる限りにおきましては、これに相伴つておるはずであります。しかしながら今回の附加価値税におきましては、主として事業の量に課する關係から、担税能力のない事業に対しまして、これに課税されるという矛盾があると思ふのであります。

反対の第二点は事業税では支拂給與額は必要経費としてこれを控除いたしておるのであります。附加価値税におきましてはこれを課税対象にいたしておるのであります。従つてこの点から資本の有機的な構成が高度化されております。大企業、あるいは労力を少く使ふところの企業におきましては、比較的利益を得るのであります。が、中小企業のような労力に多く依存する、人件費を多く使ふところの小構成の程度の企業におきましては、これは非常に重い負担となるのであります。これが反対理由の第二点であります。

第三点といたしましては、本税がや

はり勤労大衆の負担に転嫁される可能性が非常に多いということであり、これは詳しく申し上げるまでもなく、前述いたしましたように、附加価値税に相当するものがあるものでありますから、企業者側におきましては、何らかの形で自己の負担からこれを転嫁しなければならぬというので、まず考えられるのは、やはり製品価格の中にこれを織り込むという形になると思うのであります。そうすればこれも一般大衆の負担、消費者大衆の負担に転換される。さらに市場関係から見まして、有効需要の関係から見まして、この点から不可能となりまして、やはり企業整備あるいは労働強化、賃金の低下というような線で、労働者の犠牲が多くなるのではないかと私は考へざるを得ないのであります。さらに失業者が出ますならば、これは農村に流入いたします関係から、農民といひましては、やはり負担過重にもなるというふうな関係を考えざるを得ないのであります。

第四点といたしましては、特にわれわれ農民の立場からいたしますと、農業協同組合が、この附加価値税を課せられるといたしますれば、ほとんど破綻するのではなからうかというふうな考えざるを得ないのであります。と申しますのは、農林省の調査によりましても、調査対象十四組合中、余剰金から附加価値税を拂い得る能力のあるのは、ただ一組合に過ぎなかつたというふうな調査結果もあるものであります。ことに現在の農業協同組合は、利潤を目的としておるのでなく、農民の一つの自営組織であります関係から、利潤追求が目的でないのであ

りまして、現在全国の状況を見ましても、約四〇〇〇程度は多かれ少かれ赤字を持つておるといふような実情にありましますので、この脆弱な事業に對しまして、附加価値税が課せられるといひましますれば、協同組合自体の破綻になるのであります。この点から、私も農民の立場といたしましては、附加価値税に對しまして賛意を表することのできないのであります。

事業税の改正点、これはこまかい税率、その他は私の専門でありませんが、基礎控除額あるいは免税点を引上げるというふうな措置を講じていたいただきたい。また一般事業税には、比較的軽く、法人税には相対的に重く課するといふような形において、税率をお考へいただきたい。第三には農業協同組合に對しましては、非課税としていただきたい。この三点を大体の希望として申し述べておきたいと思つております。

次に固定資産税についてでございますが、この固定資産税について、農村関係で一番大きく響いて参りますのは、やはり農地価格を引上げまして、これを標準として地租を決定し、地租を引上げるといふ形が出て参ると思つております。この地租の値上げに對しまして、私も賛意を表しがたいのであります。大体経済事情が変動いたしますれば、これに相応じて農地価格や小作料も、当然変化するのであります。農林当局はとられ、そして農地価格を一般物価の引上げに即応しまして、引上げようといふような考へ方によりまして、こゝういふ考へ方にはた

す。なぜかと申しますと、農地改革後におきます農地は、売買を禁止されておるのであります。一般の自由商品とは異なる性格を持つておるのであります。ことにこの農地を主たる生産手段として生産します農産物、米麦を中心としたしておりまします。これもまた統制によりまして、国家の力で押えられておる性質の品物であります。従つて、これを一般の物価水準に適用できるような、自由商品と同じような形で、地価を値上げするといふ行き方には同調できないのであります。私もこの考へるところによりまして、ば、本来ならばやはり農地価格は、土地の収益価格を標準にして決定されるべきではなからうか、現在のように物価水準を基準とすべきではないのではなからうか、このように考へておる次第であります。

さらに今回の地租の値上げに對しましては、地主は小作料の値上げによりまして、この税の負担部分を小作人に転換することができるのであります。小作人は、小作料の値上げによつて地租分を負担しなければならぬ。もう一つは農地改革後の自作農といふのは、農地改革以前の自作農と違ひまして、非常に経済的基礎が脆弱であると思つております。この脆弱な経済基礎に立つておる一般農民の負担を、非常に重くする結果になるといふふうな考へ方から、地租の値上げにつきましましては、反対の態度を表明せざるを得ないのであります。

次に農家の宅地並びに家屋の点についてであります。これは農家の特殊性に基きまして、減免措置を講じていただきたい。宅地の点につきましまして、農家におきましては、申し上げるまでもなく一時的な農作業のために、宅地を非常に広くつておるのであります。従つてこの宅地のいわゆる利用度といふものは、非常に低いのであります。こゝういふ点に特殊性を認めていただきたい。また家屋の点であります。これは多くの養蚕地帯においては、戦前に養蚕をやつておつたところの農家は、今なお龐大な養蚕のため家屋を持つております。蚕の乾燥に使うといふような、一時的な、臨時的な農作業の面から、大きな家屋を持つておるといふのが通例であります。従つてこゝういふ利用度の少い土地、建物に對しましては、減免措置をお考へいただきたいといふのがわれわれの希望であります。

さらに農業用の償却資産であります。これでも何らかの形で減免措置を講じていただきたい。農具類は、これは大小にかかわらず利用度が非常に低いのであります。一般工業に使います機械、器具類は毎日使つておるのであります。動力機にいたしましては、年一、二回使う、あるいは数回使うといふ程度のものであります。これが固定資本として固定化します関係から、農業では非常に負担の重い部分になつておるのであります。こゝういふ農具類を維持すること自体負担が重いのでありますから、さらにこれに重い課税が、一般の工業における機械、工具類と同率にかかるといたしますれば、さらに重い負担となる関係にならうかと存じますので、この点につきましましてはやはり減免措置をお考へいただきたい。また償却資産の価格につきましましては、固定資産税では時価主義をとつ

ておると考へられるのであります。これは國税の方で資産の再評価が行われたものに對しては、再評価価格を基礎にいたしていただきたい。また再評価をなさなかつた部分につきましては、取得価格によつて御決定いただきたいのであります。以上が固定資産税に對するわれわれ農民側の大体の希望意見でございます。

次に市町村民税であります。これはもちろん均等割、人頭税の形をとつておりますので、少くも所得税法で、扶養控除を受けている個人には均等割をかけない、原則といたしましては、むしろ私は以前は住民税のやうに、世帯主を中心として課税するといふ方法をとつていただきたいのであります。また均等割の税率は、大衆の負担が重くなる関係になりますし、零細なる農民の方により重くなるといふやうな結果になりますので、税率も引下げるやう御考慮いただきたいのであります。

次に所得割の関係であります。これは法人税を所得割から除いておられますけれども、やはり法人も、これを課税対象にいたしていただきたいのであります。

大体今回の税法では、法人税を非常に軽くして、資本の蓄積をはからうといふやうな意図があるやに考へられるのであります。しかしながら、国民大衆の購買力が低下いたしますれば、結論におきまして国内市場は狭隘化するものであります。こゝういふ措置で一般勤労大衆の負担を重くし、一方法人に課税を軽減するといふ方法は、私も農民の立場からは承服できない点でございますので、ぜひともこれは

法人も課税対象にいたしていただきた
い。また所得額につきましては、当然
民主的な考え方からすれば、累進課税
をなすべきでなからうかと存する次第
であります。

最後に同じく市町村税のうちで、電
気ガス税について簡単に申し上げてお
きたいと存するであります。電気ガ
ス税中、ことに農用電力、農用電力の
中でも灌漑排水用の電力は、課税を免
除していただきたい、こう考えるので
あります。なぜならば、灌漑排水の
ごときは、これは農業の採算上の点で
使うのでないものでありまして、農作
物を確保するという建前から、利害を度
外視して行うところのものであります
から、これに對しましては、ぜひとも
私どもは非課税としていただきたい
のであります。現在このように使われ
る電力、これは決して米価やその他の
農産物に含まれる性質のものでない
のでありますから、むしろ国家が電力
料金そのものを負担すべきであるとい
うのが、われ／＼の考え方でありま
すから、少くともこれに對する課税
だけは非課税としていただきたい。も
しこれは本法で修正できないといなし
まして、少くとも政令等その他の方
法によりまして、ぜひとも実行し
ていただきたいと、強く要望申し上げ
たいと思つております。

以上簡単にございしますが、われわ
れ農民の立場からいたしまして、問題
とされる点、考えられる点を二、三御
指摘申し上げまして、私の意見を終り
たいと存する次第であります。

○前尾委員長 次に全日本中小企業協
議会、平林議員さん。

○平林参考人 私は全日本中小企業協
議会の平林議員であります。私は主と
して中小企業の立場から意見を述べさ
せていただきます。

まずこの本地方税法案の骨格となつ
たところのシャープ勧告についてであ
りますけれども、先ほどここで政府委
員と門司委員という／＼議論があつた
ようございしますが、シャープ勧告が
資本蓄積ということに非常に重点を置
いた点と、それから税の負担の公平化
という点に非常に力を入れたと
いう点については、私たちは非常に感
謝いたしております。しかし、か
しなから、シャープ博士の言う資本の蓄
積あるいは公平化の問題と、われ／＼
が考えているそれとは、内容的に非常
にずれているといふこととあります。
それはたとえば税の公平化といふこと
についても、シャープ博士の考えてお
られるのは、税の負担の均等化ではな
くて、税額を均等化する。税の總体的
な観点から見れば、均等化されておつ
ても、個々の負担といふのはかえつて
非常に不公平になつた。それを具体的に
に言うならば、市町村民税の均等割の
問題、あるいは一律な所得割を設けた
という点、あるいは一律な所得割におけ
る所得税の最高税率を五五％にして、
高率累進税率を当てはめたといふよう
な点、そういう点で公平化がむしろ不
公平になつたといふような印象を受ける
のであります。それから資本蓄積の問
題でございしますが、シャープ博士
士らの日本産業の実態を把握する認識
が欠けていたのではないかと私たちは
思います。といふことは、日本産業の
後進性といふものは、日本の資本主義
が持ついわゆる構造的な欠陥であつ
て、これを是正しないで、ただ税制の

面からだけ企業を合理化して行こうと
することは、非常なむりではないかと
思ふのであります。ことに日本の非常
に貧弱な資源、それから非常に過剰な
人口、こういう人口と資源のアンバラ
ンスがますます尖鋭化し、それをどう
調整するかといふようなことが、ある
いはます／＼狭隘化して行く海外市場
の問題、非常に低い国民生活、そ
ういふ問題を解決しないで、ただ税制の面
からだけ企業を合理化して行こうとす
るならば、必ず産業構成上の混乱が起
り、社会的な不安を醸成することにな
ると思つております。そういうよう
に根本的にシャープ勧告に誤りがあつ
たのではないかと。ですから本地方税に
おいても、そういう誤りは認められる
のではないと思つております。

具体的に言いますならば、附加価値
税であります。先ほどここで述べら
れた方がすでに問題にしておりました
ように、附加価値税が労働費にも課税
されるといふことと、赤字の企業でも
負担しなければならぬといふ二点が
特に問題になつておるやうであります。
それは、しかしながら私の考えで
は、附加価値税が企業を合理化しよ
うといふ意図は、日本の客観情勢とい
うものを度外視して考えた場合は、税法
という面だけから見れば、確かに進歩
的であつたかと思つております。し
かし日本の特殊な事情を勘
案して考えた場合には、現状にそぐわ
ないといふ印象を強く受けるのであり
ます。なぜならば、日本産業の発達
はよい意味でも、悪い意味でも労働力に
非常に負つておるのであります。労働
力に依存することが非常に多いのであ
ります。特に繊維工業とか雑貨工業、

精密機械工業等にありましては、労働
力に依存する割合が非常に大きいので
あります。繊維工業などにおきまして
も、特にこれはメリヤス企業などにお
きましては、原価計算の中における労
務費の割合は六五％ぐらいを占めてお
るのであります。この労働費に課税
されるといふことは、結局にはチープ・
レーバーを強行することとなり、ある
いは人員整理をするといふようなこと
に、自然的になるのではないかと。思
ひます。ついで先日の私たちの調
査によりますれば、中小企業における
給料の遅欠配状況は、約三百五十億
ぐらゐに推定されるのであります。大
全企業の三割八分ぐらゐは、現に遅欠
配をやつておるのであります。そ
ういふやうなときに、この労働費に課税さ
れるといふことになれば、自然的に労働
強化になり、あるいは人員整理とい
ふことが行われるのではないかと。思
ひます。それからもう一つ、新聞
によりましては、先ほど門司委員も言
われておりましたが、附加価値税の性
格は流通税的なものであるから、商品
として一般に転嫁することを予想して
いるといふやうな政府側の答弁だそう
でございしますが、私も言わしむ
るならば、非常に有効需要の減退して
いる現今、そういうことは絶対に考
えられないのであります。もしそれが
できるとすれば、それは一部独占的な
大企業、基礎産業を立場とする大企業
は、その商品原価の中に附加価値税を
織り込んで、そうして中小企業に転嫁
することは可能であると思ひますが、
中小企業がこれをさらに大企業に転嫁
するといふことは、ほとんど不可能なこ
とではないかと思つております。で

すから、そういう附加価値税によるし
わを、全部中小企業の負担において背
負わされてしまふという結果が起るの
であります。そういう点について、私
たちは附加価値税をもし実行するなら
ば、政府は物価体系あるいは給與体系
などを動かす必要があるのかどうか、そ
ういふような点についても非常に疑問
なのであります。そういうような観点
から、私たちは附加価値税を現在の日
本において実施することは、絶対に反
對でございします。どうしても附加価値
税を実施しなければならぬのであれ
ば、労働費を課税客体から削除する。
それから研究費とか交通費、そ
ういふやうなものも当然課税客体から削除
するのが至当だと思ひます。もしこの
附加価値税の実施を延期いたしまし
て、事業税を存続するといふれば、現行
の事業税をやはり改善してもらいたい
と思つております。それは先ほど日
農の大森さんも言われましたように、
基礎税控を引上げて、少くとも基礎控
除を四万八千円程度にし、現在の大体
百分の十七ぐらゐの税率を百分の十二
に引下げてもらいたいと思つてあり
ます。それから特別法人をやはり百分
の十といふやうに事業税の税率を引下
げてもらうことを要求いたします。

それから次に市町村民税でございま
すけれども、私が一番先に言いました、
税が非常に不公平であるといふことは、
市町村民税などに特に現れておるの
であります。均等割の標準税額九百
円といふやうなことは非常に不均等
でございまして、この均等割は最高制限
率を五百円ぐらゐに押さへるべきだと思
つております。そうしてその所得割税
率についても、これは個人だけが負担

するのでなくて、法人に対しては賦課する。しこうして法人の負担は基礎控除を設けて、それから資本構成なり規模によりまして累進税率にして行く。たとえば資本金百万円の会社には何千円というふうにして、あまり複雑にならないように、簡便にできるように、累進税率によつて所得割税をきめて行くということを特に主張したいのであります。

それから固定資産税でありますけれども、固定資産税のうち、土地、家屋の倍率の九百倍というのは実情に沿わないのであります。東京などの大都市におきましては、現在賃貸価格の七百倍ないし八百倍くらいが普通でありまして、地方に行きますと四百倍、五百倍というところがほとんどでありまして、これを九百倍で押えるというのでは非常にむづかしいです。土地家屋の倍率は六百倍くらいにするのが一番適當ではないか、そういうふうに考えております。

それからそのほかにまだありますけれども、私は特に中小企業の立場から申し上げます。固定資産税でありますけれども、償却固定資産に対する課税は、課税標準の査定をどうするかというところが非常にむづかしいのであります。同一メーカーの同一製品で、耐用年数が同じであつても、必ずしもその性能は同じでないものであります。現在帳簿上では減価償却をしておりますけれども、実際はなか／＼機械などの設備の更新などはできない実情でありますから、固定資産税の税率とか倍率というものは非常に低くするか、あるいはその実施は延期してもらいたいという

ふうに、中小企業の立場からは考えております。特に工具とか備品などに課税するということは、全然現状にそぐわないのではないかと思ふのであります。先ほど日農の大森さんは、農業などに課税するということは、工具備品の中に固定化するものは、資本が固定化してしまつて課税しないようにという主張でありましたけれども、徴税技術的にわれ／＼から言ひしむるならば、工業などでは一つの機械工具を買つても、それは一年中なり二年中なり使えるわけではなないのであります。一箇月くらいで使えなくなつてしまふ機械、備品、工具もたくさんあるわけでありまして、それをどうしてその課税標準を査定するかということが、技術的に非常にむづかしいのではないかと思ひます。こういう工具とか器具や備品などは未稼働資産などとともに、非課税対象としてもらうことを強く希望いたしますのであります。

具体的に今の固定資産税の税率は、政府の法案では一・七になつておるようですが、一・五にしたいと思ひたいと思ひます。できれば一％程度にしたいと思ひたい、かように考えております。それから固定資産税の中でございまして、そのほかにもう一つ、工場の中にあるところの堤防でございまして、特に深川だとか城東方面においては水害が非常にあるために、堤防を会社の負担によつてつくつておりますが、これも企業採算を追求するという立場でなくて、これは災害を防止するという観点からの固定資産でございまして、それから非課税とするように御配慮願ひたいのであります。それからもう一つ、これは各党の、特に

に国会の議員の方々にお願いしたいこととでございまして、前国会で地方税法が廃案になつて、今上程されておるのであります。もしまたこれが廃案になつてしまつたというふうなことになるならば、これを納税者の立場から見れば、結局は負担をしなければならぬものでありますから、いつかまとめて負担するということになつてしまつてしまつてしまつて、各党とも協同して、なるべくわれ／＼国民の要望をいれていただいて通過させていたいただきたい。その場合、もちろん国民の要望するところを十分しんじやくしていただきたい。そういうふうにしていただきたいと思ひます。政党とか政策とかいうものにとらわれまして、これがまた廃案になるようなことのないように特別にお願いしたいと思ひます。

○前尾委員長 それでは次に日本自治体労働組合協議会占部秀男君。

○門司委員 政府の当局はちつともい

ないが、一体どうなんでしょうか。

○前尾委員長 今、鈴木君は井上良二君と立ち話をしておりますから、すぐ参ります。——占部参考人。

○占部参考人 私は全国自治体労働組合協議会の委員長をしております。占部であります。東京都の職員労働組合の委員長も兼ねておりますので、地方税法案に直接関連のある職員の立場からの意見を申し上げたいと思ひます。

この法案が目標としております地方税収入を拡充し、地方税制の自主性を強化して、地方自治の根柢をつちかす、そして地方税制を根本的に改革して、国民の地方税負担の合理化及び均衡化を確保する、こういう目標に対しては、われ／＼は賛成であります。

しかしながら、問題はこの法案の内容と、この法案の内容によつて起るところの結果が、はたしてこの目標に沿うものであるかどうか。こういう点に問題があると思ひます。特にわれわれ地方方面あるいは市町村の側からいたしますと、四月にこの法案の成立がなかつたために、四、五、六、七と四箇月にわたつて非常な不利益な立場に立つて、収入もないというふうな現状に立ちまして、少くともそういう面についていろいろ条件、あるいは今後八箇月の間に一箇年分を徴収しなければならぬというふうな、こうしたむりも相当合理的に解決できるというふうな法案の形がとられなければならぬ、こういうふうなわれ／＼は考えておるわけでありまして。

ところで、この法案を見ますと、地方自治体の方の収入の大きな問題といひましては、ただいま内容的にはいろいろと論議をされましたけれども、附加価値税——今度は一時的には事業税になつておりますが、それと市町村民税あるいは固定資産税、こうした問題が最も大きな問題でありまして、その他の税金がこれらの三つの基本的な問題を取巻いておるように見受けるのでありますけれども、このうち第一番に事業税の問題であります。この問題につきましましては、四百十九億という附加価値税がそのまゝ肩がわりされておるような状態になつておりました。内容的に見ましても、たとえば附加価値税においては赤字企業のところまでとるといふようなものがとれなくなつた、あるいは原始産業の人たちに対する税金が除外された。そういうような相対的な関係から、少くとも中小商工

業者を中心としたところの事業税を負担する人たちは、相対的に比重の重いものを受けておるやうに感じます。そしてこの税金は私たちが申すまでもなく、前年の所得を基礎にして税金をかけることとなるわけでありまして、昨年でもわれ／＼はそういう方面の税金の徴収についてはひどく困難をきわめたのであります。しかも昨年より以上に本年は悪い状態に中小企業者は置かれておる状態でありまして、はたして自治庁が言つておりますやうな、四百十九億の税金がとれるかどうかというところについても、われ／＼は非常に危ぶんでおるところであります。

また市町村民税にいたしまして、すでにこの内容はこの委員会でも明らかになつております。個々の大衆的な基礎におきましては、五倍、六倍、十倍の値上りになつておる。こういうような実情で、昨年でも東京都の困難を来した。しかもそうした大きな増額を余儀なくされたところの税金というものは、はたして真実とれるだろうか。少くともここには五百四十億というやうな予定額になつておりますが、それがはたしてとれるかどうか、こういう点でも非常に危ぶんでおるわけでありまして。

また固定資産税におきまして、東京都の場合に入場税、あるいは遊園飲食税、そういう部分の税金が相当な額になつておるものであります。こうした税金は、景気不景気が直接に影響する税金であります。非常に不安定な税金なのであります。しかもこうした部分にある程度カバーしようという平衡交付金にいたしまして、従来から

地財委と各自自治体の当局の間には、要求と査定において相当のずれがあるものでありまして、こうした面は非常な不安定な問題になつて来ておる。従いまして、総合的に見ますと、本法案を執行することによつて、それが目標として掲げておるところのものを、はたして達成できるかどうか、こういう点になりますと、悲観的に考えざるを得ないのであります。端的に私をして言わしむるならば、形だけはそうした方面に整えてはおりますけれども、実体的にはむしろ大きな未徴収の多いような形がつくられてしまつて、今年度の地方財政が相当混乱するだけではないで、将来におけるそうした問題へのしわ寄せ的な禍根が残るだろう、こういうような見通しを持つておるのであります。従いましてこうした状態をいろいろ演繹いたしますと、たとえば職員給与の問題につきましても、あるいは待遇の問題につきましても、あるいはオーバー・ワークのような問題につきましても、相当の影響があるということ、これを、われわれは注目しておるわけでありまして。

第二には、個々の税金の内容の点であります。これはすでに三人も前に話されました、ほぼ同じような観点から同じようなことを言つておりますので、私は重複を避けたいと思ひます。ただ二、三の点につきまして特に申し上げたい点を簡単に申し上げます。それは附加価値税の問題であります。これは赤字経営においてもとられるというので、こういう点を相当前に三人がついたわけでありまして、特にこの附加価値税が労働をも対象としておるといふことから、一般には人を雇

う量の少いところの中小企業は割合によくて、人をたくさん雇うところの大企業にこの税金がかかるのである。従つてこれは非常にいい税金であるといふようなことが言ひふられておると思ひますが、こういう点はわれわれはまったく反対の見解を持つておるわけでありまして。すなわちこうした問題が、單に事業主そのものの所得の中から引去られるならば、われわれは何とも申しませんが、結局はそこに勤めておる者の賃金の中から引去られる、大衆層に転嫁される結果になることは一見明瞭でありまして、しかもこのことによつて必然的に労働者の首切りであるとか、あるいはオーバー・ワークに対する未拂いであるとか、そういうしたものがあります。多くなるといふ見地からいたしましても、こうした税金は撤回すべきである、こういうふうになれどとして考へております。市町村民税につきましても、すでにいろいろと御意見がありましたので、私は理由は省きますが、少くともここにありとところの均等制というものは廃止すべきものである、こういう見地に立つておるわけでありまして。

さらには固定資産税につきましても、これは特に住宅問題について前参考人からも述べられました。私もそれとほぼ同じような考えを持つておるのであります。少くとも評価率及び税率を大幅に引下げて、一定の限度においては、たとえば評価委員会などのいろいろな事情の参酌というものを非常に重く見なければならぬということ、特にまた地代及び家賃への転嫁を防止するような方法を明確に定めるべきであるといふこと、そうしたことを意見として申し上げたいと思ひます。

なおこの他につきましても、この地方税にからみまして、たとえば金庫税、あるいは余裕住宅税、あるいは使用人税等は存置すべきである。あるいは社会保険税のようなもの、教育税のようなのものを創設すべきである。そうしたわれわれの意見もございしますが、この範囲からや飛び出した形になりますので、この問題はこゝら辺で終えておきたいと思ひます。

最後に第三の点は、業務の関係並びに手続の関係についての問題であります。特にわれわれ、地方庁あるいは市町村に勤めておられますところの職員といたしましては、非常に大きな問題なのであります。と申しますのは、すでに今度の税法の立て方が、地方の方では独立税の形を持つておる、こういうようなこと、その他から非常に事務的には大きな重さをここに与えられるわけでありまして。しかもこの税金の振合の案というものは、たとえば源泉課税のごとく徴収の簡単でしやすいものは、主として国税にまわされてしまつており、徴収の非常に複雑で、しかもやりにくいものが地方税にまわされておる。こういうような情勢もこの中に勘案いたしまして、地方庁あるいは市町村の職場では、この問題は非常に重荷になつておる現状であります。たとへば調査一つするにしても、あるいは税金の課税額あるいは標準額を把握するにいたしましても、非常に困難をきわめております。今日、われわれの職場では相当の人員を増員しなければならぬ、こういう立場に立つておるのであります。昨年の行政整理、そうしたもののによつて人員は相当に減らされて

おります。労働組合としても、やはり仕事の部面は仕事の部面で、これに対しては相当協力するところは協力も惜しみません。現在ではわが自治体の傘下の各組合では配置転換その他を理事者との話し合いで強力にやつておりますけれども、とうてい今度の改革によるところのすべて準備、あるいは仕事をまかなうだけの人員はないのであります。結局はオーバー・ワークになるというふうな実情にあることは自治体の方で申し述べられた通りであります。しかもこの問題についての仕事の部面だけではなくて、その仕事をさせるために裏づけとなるところの給与の面についてもまた考えられていない現状であります。たとえば国におきましては、一般公務員と税務に關する公務員とは給与においても根本的に違つておるわけでありまして。ところが地方庁あるいは市町村においては同一の形をもつてとられておつて、少しもいい形ではない。しかも税務に關係する人は、非常に忙しくて、連日のごとく超過労働をやつておられますが、この超過労働に対する手当の支拂いも満足に行われておらないというのが現状であります。しかも最近の税金のとりにくい実情から、税金を出すところの大衆層あるいは首切り、あるいは給与の遅配、欠配、そうした点からいらいした気分があるのだからと思ひますけれども、徴税員に対するところの暴行事件、あるいは威圧事件等が相当起つております。今日では、ピストルの一つも持つて行かなければ、ほんとうに大きな税金もとれないのではないかと、こういうことをわれわれの間で話し合つてゐる実情であります。これに對する

る安全保障のいろいろの問題が何ら考へられておらない現状であります。こうした点を少くとも業務の上では徹底的にやらなければ、この案ができ上つても、案が所期するようないふ目的はとうてい達成し得ない、こういうふうになわれわれは考へております。また手続の問題にいたしましてもそうでありまして、青色申告その他の問題もありませんけれども、これは非常に複雑な問題でありますので、取扱面としては、われわれはこれ以上申し上げませんが、たとえば納税者の協力を得るために、しかもその意思というものを合法的に伸ばすために、勤労者の代表でできたところの民主的な税務調査委員会のごときものを設けて、そこでそうした問題も一応取扱う必要があるのではなからうかと思ひます。さらに紛争処理の問題にいたしましても、たとえば裁判所にわれわれが更正決定は不当である、こういうことを持ち出しますには、その前に国税庁または国税局に所屬する協議団、こうしたものに持つて行かなくてはならぬのであります。その協議団の性格がはたして民主的なものであるかどうかということも、いまだ不明な現状であります。こういう点につきましても、もつと明確な形を打出さなければ、税を納める人も不安でありますし、またその不安な人を相手にするところの地方庁あるいは市町村の職員も、非常に税金の問題では困難をきわめる、こういうふうにならると思ひます。

非常に意見の開陳が簡単でありましたが、以上のような観点からいたしまして、この地方税法案の行き方につきましては反対であるといふことを表明

いたしたいと思ひます。

○前委員委員 それではたゞいままで陳述されました四氏に対して御質問のある方、どうぞ御質問願ひます。

○龍野委員 私は日本自治団体労働組合連合の泰平さんにお尋ねしたいと思ひます。泰平さんのお説は全面的にこの法案に反対である、その反対の一番大きな理由は、本法は人民に対する收奪であるという結論のもとに反対されたようにお聞きしたのであります。この人民に対する收奪といふことについて、いかなる計算あるいはデータの元に立つてそういうことを主張されるか、その点をお伺いしたい。政府からわれ／＼に提出されました資料によりますと、泰平さんが言つておられる十萬四見当の者について見ますれば、十萬四といへば十級、八千円程度だと思ひますが、その程度のものについて見ますれば、かりに勤労者で扶養家族が三人、そして十五坪の家に入つて、宅地としては二十坪、そういう家に住んでゐる標準の勤労者であります。が、その勤労者の今までの税金と本年すなわち二十五年度の税金を比べてみますと、この際私の申し上げます税金といふのは、国民のふところから出すすべての税金を言つておるのであります。地方税と国税と別に札が違ふわけでごさいますから、国民負担という立場から申しますれば、現行の税法改正前の国税、地方税を標準にして言ひますれば、国税についてはすでに本年当初予算に比へまして九百億、さらに補正予算に比へて七百億減税してあることは、陳述人も御承知と思ひますが、その国税について、改正になる前のその所得税を、十萬円の勤労者に

ついて見ますれば、九千六百円でございます。それが所得税の減税によりまして、二十五年度は四千八百円になる。それから固定資産税、これは家賃ともなり、地主家賃税になるわけでありますが、それが従前の通りでありますれば、千七百二十円、それが今度の改正法では二千七百三十四円、ざつと二倍半以上つております。それから市町村民税、これは現行法によれば八百円のもの、それが二千三百二十八円、これは相当上つておるようでありますが、總計いたしますと、改正前の税法によりますれば、十萬円の勤労者は一万一千四百七十二円納めていたのが、今度の地方税、国税を通ずる改正法によりますれば、九千八百六十二円、約一千五、六百円の減税になつております。一割五、六分ぐらゐになつてしまふか、そういうふうな減税になつております。なお商業者についてみましても、現行法によりますれば、同じく十萬円の所得で、三人扶養家族があつて、二十坪の住宅に住んでおる、そういうものについてみましますれば、現行法によりますれば、所得税が一萬二千四百二十九円、それが今度の改正後は、二十五年度は五千六百五円、それから今までの事業税をそのままとりますれば、一万五千二百四十円とされる。それが今度の附加価値税によりましては、一万三千三百一十一円。それに反しまして、地主家賃税としていままで千四百八十円とられておつたのが、今度の改正の結果は、三千七百七十九円、住民税が八百七十八円納めておつたのが、改正の結果、千六百九十一円、合計いたしますと、今までは税金全体が三万二千七百円納めておつたのが、今度の改正の結果

は、二万二千二百六十六円、約八千四百ばかり減つております。工業者も大体そういうふうな数字をあまり申し上げるのにはめんどうになりますから申し上げませんが、大体そういう程度の減税になつておる。この資料を基礎としてわれ／＼は考えますならば、むろん地方税だけに申上げますならば、農業者から見ますれば相当の増額になつておることは、われ／＼も十分承知しております。またそれが今度の税の改正の主眼点でありまして、要するに、今までの附加税中心主義をやめて、その農民もしくは市民から相当の税金をとつて、この税金を今までは大部分は税務署が持つておつたのを、今度はその市町村内で使うようにするのだ、そしてその自治体の健全なる発展をはかるのだといふところに、ねらいどころがあるものであります。からやむを得ぬと思ひますが、国税、地方税を通じて見ますと、明らかにこの数字が示します通りに、一割ないし二割、三割の減税になつておる。この事実から見ますれば、私は御説の通り、これが人民に対する收奪であるといふ言葉でもつて、簡単に片づけられないように存するのであります。が、参考人のこの点に対する見解を承りたいのであります。

○泰平参考人 御承知の通り、中央の予算におきましては相当の減額が行われておるのであります。しかしそれはそのまま横すべりして、地方税の中では増徴になつておる。特に地方財政の中では、従来法の形式によります税金だけが唯一の財源でなくして、その他にいろいろの形におきまして、この財源が捕捉されておつたという点から考

えまして、全体的にはやはり減つていないのだと、こういう考え方でありませう。特に先ほど申し上げましたように、今日のいわゆる一般大衆の担税力が、これはもちろん個人々々によつていろいろの差はありますが、全体として見まして、担税力は限界に来ておるし、漸次下つておる。そこでそういう数字は絶対的な意味だけでなくて、相対的にも非常に重い税金である。たとえば住民税につきまして、われ／＼の方でいろいろ調査してみたところによりまして、政府の方のいろいろの資料もありますが、いろいろの点で食ひ違つておるような事情がはつきりしておるのであります。そういう意味から、決して一般勤労大衆の負担が軽くなつたのではない。むしろ現在の担税力においては非常に重くなつておるというところを、われ／＼としては考へておるのであります。

○龍野委員 この点もどうも意見の相違でありますから何とも申し上げられませんが、次に農民組合の大森さんにお伺いしたいのであります。大森さんのお話は大部分は希望でありまして、われ／＼も述べられました点につきましては、必ずしも反対の点もございませうが、その中でただ一つ特別にお伺いしたいのは、この際附加価値税のような税はやめて、従前通りに事業税をとるべきであるというように御意見であつたのであります。が、われ／＼の今度の税法に対する考え方、先ほど申しました通りであります。が、少くともあなたが代表されておる農民に対しては、この地方税の改正はわれ／＼としても相当都合のいいような税法ではないかと考へております。

と申ししますのは、今まで農家は主食の供出代金については事業税をけられなかつたのであります。が、その他のほんとうの農家の現金収入であるところの副業収入については事業税を納めておつた。今度事業税が廃止になりまして、二十五年度は別でありまして、この改正案は暫定措置として事業税をとりませんが、附加価値税におきましては、御承知の通り農業及び林業に対しては非課税対象といたしておるということになります。昨日の農林中央金庫の理事長のごときは、県税を農民が一銭も負担せぬといふことは、農民地方を代表する県會議員としての職務を遂行する上においていかかと考へる。やはり県税においても農民は幾分の負担をするということによつて、初めて県政の円滑なる運営を期し得るのではないかと、いろいろ御意見さへあつたのであります。しかるにこの際大森さんは、そういうような農家に対しては附加価値税はからぬ。非課税対象になつておるということよりも、むしろ従前通り事業税として農民は税を負担すべきである。それがまた今日農民の負担の上からいつてもぐあいがいいというふうなお考えでございませう。その点のことを、不明瞭でありますから一応お伺ひいたします。

○大森参考人 簡単に御承知いたしました。附加価値税の問題は、直接には農民とはあまり多くは関係なかつたと思ひますが、私は事業税を従前のままで実行していただきたといふのでなく、これを合理的に改正して実行していただきた。もちろん附加価値税で非課税になつてゐる農林関係のものは非課税で行くというふうな考

え方であります。

○前尾委員長 ほかには御質問はありませぬか。なければただいままでの泰平、平林、大森、占部四氏の参考人の方の陳述はこれで終りといたします。まことにありがとうございます。

午前の会議はこの程度にいたしました。午後二時から再開いたします。

午後一時九分休憩

午後二時四十四分再開

○前尾委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法案について参考人の方から意見を聴取することにいたします。それでは新潟県知事室長西田徳長君より意見を承ることにいたしました。西田参考人。

○西田参考人 私はただいま御紹介にあずかりました新潟県に勤務しております西田徳長でございます。実は突然の御呼出しをいただきましたので、準備が不十分だったために、地方税に対するこれらの意見が十分でないかも知れませんが、常々考えておりますところの税の負担の公平化につきまして、急遽考えをまとめまして意見を申し上げる機会を得ましたことを心から御礼申し上げます。

私は今次の地方税法案に対しまして、全国面積の約六〇％、人口にいたしまして総人口の三九・七％を占めております積雪寒冷並びに単作地帯の地方団体の立場から、今度の地方税法案に対して意見を申し上げたいと存じます。お手元に簡単な資料をお配り申し上げておきましたから、それについて御説明をいたしたいと思います。

この資料を提示いたしました理由

は、地方税も要するに国民負担でありまして、国税と県税と市町村税と三つを合せてなされる必要があると存じたからであります。この表にございまして、二十三年度を押えまして、県民一人当りの国税は戦前に比べて三百四十六倍、県税は百十倍、市町村税は八十五倍、平均一一・四倍となつております。また二十四年度と二十五年度の税制改革の前後の比較であります。その左に書いてありますように、本県の場合はむしろ二九％の減収になる見込みであります。市町村はその下に書いてありますように、三五％の増であります。これは自治庁がさきに資料として出してありますものに比較いたしますと、県の場合はむしろ減るのではなくて、百分の一・二がふえる。市町村の場合は四五％ふえるといふことからいたしまして、特に本県の状況が大体東北各県と共通な数字が出ていることから推しまして、新しい地方税法の性格が表日本か、あるいは大きな都市か、あるいは大府県へ財源が集中偏在するようなことが前から唱えられておりましたが、大体それはこの計数によつて御了解いただけるのではないかと考えます。従いまして富める府県はますます富み、貧しい府県は窮乏の度が緩和されて行かないというところが大体予想されるのではないかと。もう一つは、こうした財源の乏しい農村や原始産業県におきましては、こうした状況でありますから、地方税法ができまして、他の地方に比して嚴格以上の実施をされるということが大体予想されるものであります。これは実際税の面に当つておきますと、窮乏のところほど、なか／＼嚴重な取立て

が行くということで、住民の負担に差が出て来るような状況ではないかと考へますが、ただ問題になりますのは平衡交付金の交付であります。これは標準行政費を算出して、それに予定収入を控除した残額が平衡交付金になるわけでありまして、これは最初から本年度千五百二十億になつておりました。はたしてこの数字に合致するか、あるいはもつと巨大な交付金として計算されるものがあるかどうかという問題であります。この交付金のあり方いかんによりまして、今申し上げたような嚴格な地方税法の実施ということが、さらに深刻になるかならぬかと考えておるわけでありまして、次に、国土と資源の半ばを喪失しました日本が、再建の途上、戦前以上に国民負担を強化し、国民もまた納税にこたへることは、きびしい現実に対する国民の義務と責任であることはもちろんであります。われ／＼自覚するものとして、地方税法の案そのものの全体に対して、負担が大幅に軽減され、公平でなければならぬではないか。このことはお手元の資料の国税の方を重ねてもう一度ごらんいただきたいと思つております。それは本県の場合、国税は昭和十二年が一人当たり十円であり、二十三年度が三千四百六十八円といふことは、結局三百四十六倍であります。全国の国税総額は約三千四百億でありまして、約二百三十億倍であります。いわゆる単作地方、課税対象が單純で捕捉しやすい雪嶺寒

冷地方は、例外なく本県のように三百倍ないし五百倍に肩を並べて大きな指数を示しておる事実を見のがし得ないことであります。どうしてか。これは国税の傾向が出て来るか。現在こうしたような形である限り、国民負担は国税に食ひ込まれるパーセンテージが多いというふうなことからいまして、住民はもちろん、その所属の府県市町村団体もまた窮乏するといふような傾向が、今でも、また将来でも考えられる問題であります。これは地方税と関係なく、国税の問題というように考えられますが、しかしながらこれは地方税自体の問題でもあるわけですから、それはなぜかといふこと、こういうような前提となつて負担の不均衡といふものが、底にひそんでおりますために、比較的わずかな地方税の不均衡でありまして、こうした地方には、手痛いような響き方を與えるものであります。この点はぜひよくお察しいただきまして、これからこの根本にひそんでいるものを前提にして、これらの地方の側から出すところの地方税法案に対するところの意見を述べさせていただきます。

まず固定資産税の問題であります。お手元の第二の資料をごらんいただきました。これは政府案が実施された場合、固定資産税の課税標準が、現在は貸借価格のアンバランスの関係で、田と畑の間に大きな開きが出て参るのであります。この一番最後の欄にありますように、田は百分の七・三、ないし九・四に對しまして、畑は一・二、ないし三・六の負担率になつて現われます。これは反当の土地収益力を農林省資料によりましてここに掲げたものであります。かように負担の不均衡が相当はなはだしいのであります。その結果、畑地の多い地方は比較的住民の負担が軽くなつており、また田の多い地方の地方団体においては、重い地方税の負担をこうむるというふうなことになるのであります。この措置に對しましては、一応われ／＼として理論的に考えられることは、第一に、畑に對する適用倍率を田と同じくし、若干引上げる。それによつて得る財源で田全体に對する軽減措置を講ずべきではなからうか。田も畑も共通の負担率に引直して考えるべきではないだろうかといふことであります。また田自体について考えてみますと、單作地方と多毛作地方との負担の不均衡は明瞭であります。ここには昭和二十二年の反当収益額更正決定分をあげてありますが、昨今調べました昭和二十四年度の農林省調査、東北地方の一毛作田は反当一万九千四百五十四円、近畿地方の多毛作田の反当収益は一万五千三百五十四円といふ数字であります。昭和二十二年も昭和二十四年もこの相互の関係にはあまり変化はありませんので、結局單作地方が重いような状況に考へられておるのであります。日本の食糧自給率を高めんとする最重要の国策から考へても、見のがし得ないことであります。穀倉と稱せられる單作地方のこれらの住民が、固定資産税の田畑に對する最も重い部分の税を背負ひ込むという結果になるのは、かえつて食糧国策に逆行するやうな感じをわれ／＼は

私も議論をいたしました。が、当局は依然としてこれを非課税にしようということをなかなか言わないのであります。非常に困つておるのであります。幸いに総則の六條に、公共性を持つもの、あるいはそれに準ずるものについては減免ができるという規定が、実はあるのであります。そこで徴収されるあなたの方の立場といたしましては、一応非課税にはなつておりませんが、この條文の適用が可能であるかどうかという点についての見通しをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○西田参考人 自治庁の御見解を承りましてわれ／＼の態度をきめたいと思ひますが、かりにただいま非課税規定がはつきりしない場合でも、われ／＼としては対処する方法はあると考えております。その方法は、具体的ににお話するならば、町村有財産に切りかええという点であります。しかしながら、こうしたことは、あるいは部落有であるいは組合有というものについて、程度の問題がありますので、むしろこうしたものをはつきりすべきではないかと

いう考えを持っております。

○門司委員 大体お考えは了承できるものでありますが、われ／＼もでき得るならばこれを非課税の対象として、法律の中に当然記載すべきである。ことに農村の諸君が生産費を度外視した品目でありますために、でき得れば電力料金についても国が負担すべきではないかというところまで、実はわれわれは考えているのでありますが、これ

に税金をかけるということについては非常に不合理だと思ひますので——おそらく自治庁に聞かれて自治庁は何と言われるか知れませんが、でき得れば私もやはり公共団体の一つの公益的性格といひますか、国全体に対する非常に大きな性格を持つ性質のものと考へておきますので、先ほどお話のありましたように、できる限りこうしたものについて課税しないように法の善用をぜひ希望しておきたいと思ひますのであります。

もう一つお聞きしておきたいと思ひますことは、先ほどのお話の中に、高度の税の徴収ということが望ましい態度であるというようなお話であつたと思ひますが、この税の徴収に対して、徴収をいたされます方の側として、まず最初に聞いておきたいと思ひますのは、内容よりもむしろ税制のことであります。御承知のように事業税が制定されましたからわずか二年ばかりでありまして、そして県当局は、おそらくどの県当局も全部そうだと思ひますが、事業税の徴収に非常にお困りになつておつたと思ひます。これがどうにか目鼻がついて来てやや徴収にもなれて来て、納める方もなれて来た時期に、また新しい税金がかけられて来

る、こうなつて参りますと、納税者あるいは徴税の方も実際の経験を持たない者であつて、非常に新しい納税の上に困難を來す危険性を持つておるといふように考えるのでありますが、かういふふうには税金に關することがねこの目のように一体かわつていいのか悪いのか、現実には現地で行つておられますあなたの御意見を承つておきたいと思ひます。

○西田参考人 事業税は御承知のように定率課税でありまして、結論といたしましては、実際の徴税の關係から行きますと、結局上に安く下に厚い税金のように考えられておるのであります。それで実情をお話申し上げますと、実際にこの事業税の徴税決定というのは、現在の府県の徴税機構ではとうていなし得ないところなのです。それで結局国税所得税の対象になつておりまする税務署の指令を援用いたしました、それから落ちたものだけを直轄

に調べるというようなことにしておりますが、しからは税務署が十万円と決定したものに對して、地方庁としては、十万円をかけられるかということとは、ほとんどの各県が非常に困つておる。これは特に單作地方の県をながめますと、国税の養食がはなはだしいためだけに、十万円の決定がなし得ぬで、二割ないし二割五分の低めの決定をもつて課税対象とするというのが共通の状況でありました。そういうことでありますので、結論としましては、配付税の方では課税を怠るという理由で、ある程度引かれるというようなことも聞々あるというように聞いておりますが、そういうような状況で、われ／＼としましては附加価値税によりまして、たと

い赤字事業でありまして、むしろ税の面から経営の合理化を進めて行く、将来に生かすということ、それからさらに上下の階級の原簿の問題から行きましていろいろ試算してみる結果、附加価値税は非常に大きな増税になるとはいえますけれども、実際まじめに納税をしておる方々は、むしろ大きな減税を與えられるようであります。従いましてわれ／＼としては、附加価値税

の実施がむしろ社会政策に合致しないだらうかということを考えております。あいにくここにこまかいデータがございませんので、詳しい御説明ができないのは残念でございます。

○門司委員 参考人と議論することは、私、避けたいと思いますので議論はいたしませんか、私の聞いておりますのは、今の附加価値税と事業税その他との比較ではありませんで、附加価値税については、ただいまのような御意見もございするが、私どもの立場から

いたしますと、従来の事業形は収益税であつて、収益のあつた中から納めて行つたといふことで、ある程度損税能力があるといふことを一面考えるならば、この附加価値税はそうでなく、まったく損税能力のないところにかかつて来る、これの徴収は困難だと思ひます。この問題についての議論は避けなさいと思ひますが、ただ私が聞いておりますのは、税制がこういふようにめちますの、税制がこういふことによつて、やくちやにかわつて来ることによつて、一体県の徴税といふものは満足にできるかどうかといふことをお聞きいたします。

○西田参考人　御親切な御質問をいたさだきまして、まったくその通りでございます。

○門司委員　その次にもう一つ聞いておきたいと思ひますのは、先ほどの徴税が非常に遅れているということについて、われ／＼は実は懸念をいたしておるのであります。徴税は遅れておりますが、遅れている徴税で非常に困つてゐるということと同時に、われわれから考へて参りますと、遅れておりまする税制が新しい税制であつて、こゝに附加価値税は来年度に延ばしまして

がどれだけあるのか、まだ把握できていないと思う。おそらくこの市町村に参りまして、今どんなに準備をいたしておりまして、固定資産の評価額というものが明確になつた県は一つもないと思います。これからこれがかけられて、一体完全な徴収ができるかどうかということについては、私も非常に大きな疑問を持っているのであります。疑問というよりは、むしろ不可能ではないかと考えております。小さな

町村は別であります。少し大きな市になつて参りますと、たとえば横浜あるいは東京のようなところで、かりに固定資産といひますか、償却資産を調査いたしますには、相当長い間の実績といひますか、調査が必要でなければならぬ。しかも課税客体から課税額をつかみ出しますまでに、非常に長い年月と言つて語弊がありますが、時間を要すると思ひます。こういう準備が、一体完全にできるかどうかといふと、従つてわれ／＼心配いたしておりますのは、非常に納税者がしわ寄せされることによつて負担が増大する。負担の全体的な増大ではございせんが、一時に四回分を三回に住民税のごときは納めなければならぬという

ことで、非常に増大して来るという苦痛と同時に、当局におきましてはとうていこれの調査に困難であろう。従つて公平な課税が行われないだろうということを実は心配いたしておるのであります。ところがあなたのお話を聞いておりますと、それも大体できそうだというようなお考えでありますが、この点について、一体今どの程度の準備が市町村においてはなされつつあるかが市町村にはあります。もしも

たいと思います。

○西田参考人 一番基本になります手続、規則、條例関係は、一切の研究が積み重ねてでき上つております。ただ公布を待つておるといふ状況であります。それから徴税吏員の訓練は、いろいろ税務署あるいは国税庁あるいは町村役場吏員を県庁と交流いたしまして訓練をいたしておりますが、ただ問題になりますのは、ただいま御指摘の賃金引き上げの平均の問題は、この二、三

も、私の地方では、課税物件件数は大府県ほど多くはありませんので、不可能とは考えられませんが、しかし御承知のように、これは初年度におきましてはかなりいろいろの問題が発生することとは、実はわれ／＼も力の足りないところではありますし、うけれども、ある程度予想されている状況であります。

○門司委員　ごもつとな御答弁だとお思いですが、実は自治庁から、地方の市町村税賦課徴収に関する條例の準則ですか、こういうものを出しておりますのは六月の十四日付であります。これは六月の十四日から今日までの間に準備はおそろくできていると思います。が、先ほど申し上げましたように、問

題になるのは評価の問題であります。條例ができておりましても評価員を定めて、さらにその評価員の下に補助員を定めて、これから評価して行くことに、相当私は時日がかかると思ひますが、こういう点が完全にできておるかどうかというところは、私は今はつきり認めるわけには参らぬと思ふ。條例ができてましても、それは要するに單なる事務的の條例であつて、おそらく市町村会を開かなければつきりしたものはできて来ない。その上で初めてそういう手続の問題が起つて来る。それはそれといたしまして、最後に關しておきたいことは、私どもはそういう観点から実は非常に心配をいたしておるのであります。そこで問題になるのは、當局として——これは私自身も非常に愚問とは考へておりますが、一応念のために聞いておきたいと思ひますことは、この法律をどうしても通してもらいたいというあなたの方の御苦心はよくわかるのであります。しかしわれわれからいたしますれば、そういういろいろ複雑な徴税の面において、手続上の問題、あるいは査定の問題等がまだ残されておりますので、これの完璧を期することのために、むしろ本年一年といひますか、ある一定の期間に旧法を存続したかどうかという考へ方が一面持たれるのであります。旧法の存続は、御承知のように法律で定めればいいのであります。地方税法の一部を改正する法律の二條を大体削除すればいいと思ふのであります。この点に對する考へは一体どうであるか。

税制を希望しておるような次第でありまして、今のところ旧法ですということとは、実はまつたく考へておりません。

うことは、一体そういうことが技術的にあるいは道徳的にできるかどうかということでありまして。

とか、あるいはほんとうに実情が困難なことがわかつておりつても、平衡交付金をもち上げればならぬといふのでありまして、その結果市町村議員を通じてたりあるいは直接役場に向つて陳情に行くとか、いろいろな徴税行政に對して正面衝突が起る。私はこれが幸いにして杞憂であらばいいのであります。すが、相當にそういう摩擦が起る可能性が多いと思ふ。そういう心配がないかどうか。やはり従来通りかわりがなく、しかし今度は全然市町村税というものが明らかになつて、しかも相當に増額されておるのだから、その交渉に増額されておるものには相當に町村長が困つて、遂には町村長になり手がなだらうといふところまでわれわれは聞いておる。そういう心配がないといふのならばけつこうです。そのような可能性があるかどうか。あなたは非常に経験があり、よく事情を知つておられると思ふから聞いておきたいと思ひます。

くべきではなくて、むしろ完全自治体として、町村住民の自覺的意識を高めようとする。むしろある程度以上のものを與えて、極力それに追いつかせようといふことこそ、現在の日本の再発足には緊急必要なものとして考へておるものであります。御心配の点はまことにどうもでもありません。けれども、われわれの行政吏員としての今までの経験からいひまして、さほど御心配には及びますまいと考へております。

○門司委員 これだけでやめます。旧法でやるということとは考へておらないというお話でございますが、もう一つ私は非常にこの中で疑問があります。すことは、固定資産税の中の償却資産に對する税金であります。まだはつきりこの課税額をつかむことができませんので困つておいでになるようでありまして、政府の出しました資料によりまして、大體一兆三千億といふような数字が出て参つております。そうしてこれに、今度は一・七になつてしまつた。この税率をかけて参りました。大體二百七十七億ぐらいの税金はとられることになりまして。それにさらに八〇%の課税率をとつてみましても、百八十億内外の税金はとらなければならぬ。そういういたしますと、これの所要額は本年度は九十三億でありまして、そこに非常に大きな開きが出て参ります。そこでこれは固定資産税の問題——私はまだよく質問してございせんが、概括的にもこの前の議会で私も聞きまして、この場合には、過年度収入として来年度にこれを徴収するといふたような当局の御説明であつたように聞いておりますが、税を取立てられて行政の運用に当られますあなたの方のたしましては、一体そういうことができるかどうかといふことではあります。所要額以上の財源がここにはつきりしておる。財源が——これはむりにこしらへた財源であります。はつきりしておつて、それを来年度に繰越すといふことは、

○西田参考人 それは地方の事情によりまして、決算残の帳じりの問題に帰着するのではないかと考へております。従ひまして今お話の道徳的といふよりは、むしろ帳じりの技術的な問題ではないだらうかと考へまして、別にわれわれ／＼としましては、どちらもよしあしといふことは実は考へておりません。

○大矢委員 私は行政方面に特に關係のある西田参考人にお聞きしたいと思ひます。今度の税法は、御承知の通り府県税と、それから市町村税の二つになつておりまして、今までの附加税を廃した。従来の附加税であります。これは國の税務署その他が必要でそれに賦課したもので、市町村の理事者とか、そういうものは、國が必要だから、あるいは直接自分のところとらなないといふことで、別に納税政勢といひます。か、税金攻勢には直接出なかつた。ところが今度のこの税制の改革によりまして、非常に地方住民に對して増税になる。全体はいろ／＼論議があります。が、そこで徴税する方も、これは特に小さな農村、町村に對する場合でありまして、そういう場合の事情がわれわれによくわかる。今度増税になつて徴収が非常に困難なときには、市町村民が役場に向つて、町村に向つて、あるいは理事者に向つて非常に風当たりが強くなる。いわゆる税金攻勢といふこととあります。そういう場合にせつかくこの平和な村が、この増税のためにあるいは徴税のために差押えをする

○西田参考人 これは終戦後の地方自治團體の行政の内容が、年々ともなふえたといふことを思い出していただく。と簡単にわかんと思ひますが、最初今お話のような御心配の点を町村に責任を持たせてやらせてみると、やはり耐えられるもので、中には紛擾の原因とか、あるいは町村の理事者と役場吏員の問題が多少ありましても、全体としては高い水準に順次に上つておるようであります。ただいまこの附加税の場合と、独立された場合、この体系の問題から申し上げますならば、私はいつまでも現在の町村を不完全自治体に置

○大矢委員 もう一点だけ……最近地方で非常な強制執行が行われて、嚴重な方針がとられてゐる。御承知の今度の農地改革によつて、土地は持つておるがそれが売れない。従つてこれを差押えしても売買が禁止されておる。しかも差押えられたものがどこへも移るわけには行かぬ。どこで競売したところでだれが小作するかわからぬ。これは大都市、大企業においては、ほかの土地、建物、その他いろいろありましようけれども、特に農耕地帯の多い府県においては、そういう滞納の処分に対して、土地を押えても売買ができぬといふことを法律に規定してあるが、押えて、しかも小作はだれがやるのか、取上げてどうするのかわからないようなものがある。そういう實際の困難まで起きやしないか、もしそれを農民が知つたら土地でもとつてもらいたい、米価は押えつけられ、一切の税金だけは高くなつてゐる。それじややりきれぬ。ことに今まで納税してない人、新たにかる人が相當ふえて来る。金の多寡は別として、今までなかつた税金をとられるといふことになる。非常な重圧を感ずる。しかもそれまた滞納もできましようし、そう

いう処分のことについて、土地に対するそういうような差押え、そのの処理、これはむしろ大蔵省に尋ねるべきことだと思ふが、実際は県として納めなければならぬ、とつておくわけには行かぬのでそういう処分も行われて来ると思ふますが、そういう実情を自治体員としてどうするか、何か案でも持つておるのであるか、はなはだ愚問かもしれませんが……。

○立花委員 平衡交付金の問題で非常に不安に思つておる。実際の地方自治団体の標準行政費を十分埋め合すだけの平衡交付金が出るかどうか、やはり非常に御心配のようでございますが、この問題に關連いたしました、地方の今後の標準行政費の見通しが、新潟県におきましてはどういう見通しがございますでしょうか、御説明願います。

○西田参考人 平衡交付金の問題であります。ただいま新潟県の場合をお尋ねされましたが、正直にいいまして見込みがつかない。それはなぜかといふと、平衡交付金の算定の基準になりますところの行政標準費用の単価の問題であります。これは現在各府県一万一千町村の資料を集めて地財で非常に努めてやつておりました、その結果がいかに出て来るかによつて、各地方団体の財源の用途がつかぬではないかと思ふのですが、ただ概括論から言いますならば、現在千五百二十億の平衡交付金がありますが、その中には四百億の国庫補助が肩がわりに入り、それからそのうちの配付税の四百九十五億が入つて、結局純増の配付税が九十五億かと考えますが、それだけではありません。そうなりますと、この平衡交付金の増といふものは、きわめて純増

が少いために、はたして今度の行政標準費用の算出によつて、一応各地方団体が財政的に安定を保つかどうかといふことは、私は不可能ではないか、あるいはそうした費用が三千億あるいは五千億というような数字が出ないとも限らぬ。その場合に本年度の国家予算によりまして、千五百二十億と定められてしまつたとすれば、各地方団体の最低生活費に相応する標準経費といふものは、きわめて微々たるもので一向改善されない。特に財源を多く失いますところの北国方面、つまり産業形体のごく單純な府県の窮乏は、これは相当考へてやらなければならぬ問題でありまして、本県といたしましては、そういうような事例を予想した一切の追加予算を、実は差控える措置を講じてやつております。

○立花委員 追加予算をいふ／＼な關係から差控えるようになることはやむを得ないと思ひますが、しかし追加予算を差控えて落させる問題ならばいいのでございすが、落させない問題が多々起つて来るんじゃないかと思ふのでございすが、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○西田参考人 一応考へたいと思ひますのは、二十四年度の財政予算のわくの範囲内にとどめるならば、平衡交付金の現状から行きまして、大体間に合はせぬかといふことで、各府県おそれ各町村ともそうした用途で膨脹させたところで、大体二、三割のふえ方の程度が現在われ／＼の中の常識論に相なつております。

○立花委員 その二、三割ふえまして、総額になりますと相当額になるのでありますが、これの見通しはどういうふうな見通しですか、歳入は……。

○西田参考人 歳入の見通しは、目下のところはすべて、から財源で上つております。それは平衡交付金の名であげておりまして、地方税法案が通過するとともにそれを補正がえするということ、実は各県とも臨時県会なり臨時町村会というものを大体八月の初めに予定して待機の状態がとられております。

○立花委員 二、三日前のこの委員会の席上で、大蔵大臣は預金部資金が余つて困つておるのだ、地方に貸したいが、地方は借り来ないのだといふことを言つておられますが、そういうことを地方は御存じなのであります。また御存じでありますとすれば、なぜ預金部資金がだぶつておるのか、お借りにならないのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○西田参考人 借りたのはやま／＼であります。ところが御承知のように年九分四厘といふきわめて高利息で借りておりますが、月額百五十万円の利息を拂つております。これはまたまた地方庁側の言い分でありまして、政府の措置の遅延のために、とるべき道が開けなかつたために、その利子だけ負担せねばならぬ。このことが地方としては非常にきつ。従ひまして現在税金が入らぬといふことの主たる理由をもちまして、一応、對輿論的にはあるゆる大きな事業が停止するところの一つの理由になつておりますので、むしろそういう押え方をいたしまして、財政の健全化をはかり、そしてその不要経費を省かんとするものと、それからもう一つは、県で一番大きな問題

は、災害復旧工事の支拂金の問題であります。これをある程度停止するかしないかによつて、かなり大きな金額が浮くのであります。本県の場合は大体三億くらい支拂いを次々に延ばしてやりくり算段をしておる。各県とも先ほど意見陳述の際に申し上げました通り、支拂い計画の三分の一程度つまり四月から七月までの間の予定額の三分の一は切つて落しておるというのが実態だらうと思ひます。

○立花委員 借入金金の利子の問題はこの委員会でもたび／＼問題になつておるのであります。何とかするといふ基本的な方針は大体きまつておるような様子なのでございすが、公共団体といたされまして、この問題を政府にもちろん折衝されたことと思ふのであります。が、どの程度まで話が進んでおるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○西田参考人 預金部利息はなせ九分四厘でなければならぬかといふことに地方庁側として疑問を持つのであります。なぜならば、預金利子はたしか三厘に満たないかと思ひます。これは預金部に言わせると、零細資金を集めるためにコスト高になると称せられておりますが、実際はそうではありません。それは国債の引受け、あるいはきわめて低利な政府資金の運用をやつておるがために、預金部会計の赤字という傾向を示すのであります。地方側に対する何らの責任はない。この点が大蔵大臣の意見と地方側の意見とが食い違つてゐるわけですね。われ／＼としては、これは一日も早く改正していただきたいと考えております。

○立花委員 さいせん御答弁の中に、災害復旧工事は支拂い金の三億なり何なりを繰延べつてつじつまを合せているとありましたが、これは悪く言いますと、県が土木請負業者を食つてゐることになるのではありませんか。しかもそうした金のある間はそういうあれもとれるのでございすが、大蔵大臣が二、三日前のこの委員会でも申されたのは、災害全額国庫負担を来年度からはやらない、閣議決定でそうなつておるというのを言つておるのであります。が、この点は地方にとりましては、財政上の重大問題だと思ふのでございします。この重大問題にそういう狂いが参りますと、来年度の予算あるいは今年度の予算にも当然響いて参ると思ひますが、そういう点で地方団体として、全額国庫負担の廃止がなされた場合に、どういふふうに対処なさるおつもりでございますか、お伺ひしたいと思ひます。

○西田参考人 災害復旧工事の問題は、本年度から單行法令によりまして、全額国庫負担の建前になるのであります。ところが問題は過年度分、つまり前々年度、前年度で、これは地方費で立てかえてゐるもの、あるいは請負業者が立てかえてやつておるものがある。なぜそういう現象が出たかと申しますと、アイオン台風で堤防に大きな口が開く。その場合に、国から来る工事といふもので、その年度に落し得るものは総額のおそらく〇・七％の復旧率にすぎない。従ひまして第一線を担当しておるところの町村、県として自分の立てかえあるいは業者の支拂いにあつて延ばすという契約のもとに施行されてゐる場合がありまして、これが全国各地団体の財政重症の原因になつておる一つであります。これが今度

の全額国庫負担によつて、過年度の分が入るからぬかという問題のはつきりした返事をわれ／＼としてはまだ聞いておらぬ。これはきわめてデリケートな問題になつており、今後の問題だらうと思ひます。

○立花委員 新潟県といたされましては、米の問題が大きな問題だらうと思ひますが、米価の値上げの問題につきまして、県としては米価の値上げを要求される御意思はないのかどうか。御承知のように、固定資産税は大企業にかかります。固定資産税は統制価格その他の問題で価格の面に転嫁されることができるとになつておりますが、農民にかかります固定資産税は転嫁の方法がありません。で、今でも農村経済は多分に赤字が多いと思ひますが、この場合、いかに米の価格を上げるか、米の価格を上げるには電気税の問題、この財政と申しますもの、米の価格を上げるには、農民からの徴収が思ひ通りに行かないという事態が起ると思ひますが、県といたされましては、米価の値上げに對しましてどういふ態度をおとりにいたしますか。

○西田参考人 その問題について深い研究をしておりますので、回答がむづかしいのでありますが、大体新潟県としてはこれはむしろ上げてほしいという態度であります。しかしあまり強くは考へておりません。ただ問題になるのは、かつて自由経済時代に新潟県に工場ができたのは、食糧が安いという立地条件からですが、今はその立地条件がなくなつており、こうした意味の統制を今でも残された問題としてわれ／＼は問題にしておるのであります。

ます。

○立花委員 この問題は非常に重大な問題だと思ひます。と申しますのは、税金が九月以降にだぶつて参りまして、もともとのお見通しでございまして、準備も十分完了しているというお話でございまして、しかし実際に納める方になつて参りますと、かかつて参りました税金を出すところがありまして、参りましたならば、拂えないのが当然であります。従つてこれは出す財源の問題を県としてお考えにならないと、今言ひました米価の引上げによつて農家の収入がぐらゐる。そういたしまして、初めて税金を拂う余地が出て参ります。いわゆる租税力が出て参ります。この点をあわせてお考えにならないと、いくら事務上の準備ができても、あるいは徴収の準備ができても、あるいは不可能になるのではないかと申すのでございまして。また結局ここから県の財政と申しますものの帳面は合ひましても、農民からの徴収が思ひ通りに行かないという事態が起ると思ひますが、県といたされまして、この点どういふふうにお考えでございまして、簡潔に承りたい。

○西田参考人 先ほどの意見陳述は、かりに米価を上げましたも、單作、多毛作地帯におきまして収入が異なるので、その点の負担の均衡化を申し上げたのであります。実は今お尋ねの点はちよつと研究させていたきたいと思ひます。

○前尾委員長 これをもつて昨日、本日にわたる参考人の方々の陳述は全部終了いたしましたことといたします。まことにありがとうございます。

それではこれより市町村民税、目的

税及び都等の特例に関する質疑を続行いたします。門司亮君。

○門司委員 私この各條文について一応お聞しておきたいと思ひますが、大抵お聞しておきたいと思ひますが、この前の定義はいろいろと大臣にも聞いておられますので、主として條文について御答弁をお願いしたいと思ひます。

第一にお聞きしておきたいと思ひます。これは法の第二百九十四條に市町村内に居住する個人ということに相なることとある。それで大体市町村内に居住したておきまして、前年度に収益のあつた者ということになるかと考へておられるのでありますが、問題になりますのは、この前年度の所得者の問題であります。最初にお聞きしておきたいと思ひます。これは農村におきかゝる関係であります。農村では御存じのように世帯主が大体所得税を納めておられます。その他の、自家労働を主体としたておきまして、店舗その他におきかゝるもの、やはり所得税と申すものは、大体世帯主が納めておられる。これは間違ひはないと思ひます。しかしその経営の規模によりましては、当然家族は手伝いをしてなければならぬ。というように相なるのであります。

○鈴木政府委員 世帯の中の扶養家族と申しますか、そういうようなものと、事実世帯主と一緒に家業に従事をして、

いたしております。相当の収入があるります場合におきまして、今お話の通りに、所得税といたしましては、世帯主の所得として税がかかつて来ている場合が多いであらうと思ひますが、

もしも独立にその個人に對しまして所得税がかかつて参りました場合におきましては、ここに言ひますように、前年の所得があつた所得税の納税義務者といふことに相なると思ひます。それが、そうでない場合で、納税者の所得に計算されたときのもので、事実所得があつたという場合におきましては、やはり一応所得税法の市町村民税の對象になる、かように考へております。

○門司委員 そのことを具体的に申し上げますと、農村ではおやじさんが働いておられる、子供がそこ手伝うといふか働いておられますが、その子供は所得税をかける算定の基礎となるなななかけ方をされるか。

○鈴木政府委員 所得税を納めていないで事実所得がありましたものに對して、どういふふうにかつてこれを捕提して行くかといふことは實際むづかしい問題であらうと思ひます。しかしこれはやはりそれ／＼の市町村の事情に即して、なるべく適切な処置が行われるように指導したいと思ひます。

○門司委員 ひとつ明確にしておいてもらいたいのと思ひます。これは、市町村で適當にやると言ひますが、さつき申したように、農家の人、あるいは店舗等におきましては、同じ所で同じように働いておられますから、収入を別

にしようといつても別にしようがないのであります。ただ働くというからには収入がないとは言えないのであります。そして、そういう面でも非常にめんどろな問題を起すのではないかと申す。従ひまして前年度所得税を納めた者にかけるというところになつておればそれで問題は片づくのであります。農村では世帯主だけが拂つておられるので、あとは、家族に収入があつて、前年度所得税を拂つたのであればそれで十分と思ひますが、もう少しはつきりしておいてもらいたいの。

○鈴木政府委員 所得税を前年度納めた者だけに限るといふことにすれば、お話のようにはつきりいたしますけれども、均等割等の性質から考へまして、前年度所得のございましてに對しては、やはり個人主義的な立法の建前をとるようになつて改めた次第でございまして、前年度事実所得があつたかどうかといふところを考へて参りた。その運用については、それ／＼の市町村において事情に即した処置をするようにさせたいと思ひます。

○門司委員 そういふことだから實際弱々と思ひます。均等割を一体どういふふうにかけるかといふことは實際問題になるのです。そこで、所得がおやじさん一本で雇はれる、これは農村においても普通の店舗においても当然そういうことになりませんが、そういう場合に村でかつていいようにしろといふことになつておきますと、これはなか／＼そう簡単に行かぬと思ひます。そこで大体これの所得——地方所得税といふようなことを言はれておられますので、これを地方所得税ということに解釈して参りますと、農村においては

一

という道が開いてあるわけでありま

す。

○門司委員 先ほども申し上げましたように、税率のところで申し上げればよい問題であります。軽減ができるという事になっておりますが、法律で一回定めてしましますと、なか／＼それは参らぬのであります。ことに中小企業等の協同組合におきましては、御存じのように、一つの法人組織にはなっておりませんが、おそらくおの／＼の店舗がこれの事務所あるいは作業所に当てられておられるのであります。従つてこれらは非常に大きな数字になつて参りまして、作業所としての均等割がかけられ、さらにそこに住んでおります主人に対しては均等割と所得割がかけられるという事で、実際上は二重の課税になつて来る。法人の事業所としての税金を納め、さらに自分はその中に住んでおられるために均等割と所得割がかけられるという事で、二重の課税になるということが考へられるのであります。これに對してはどういう考へを持つておられますか。

○鈴木政府委員 そういふ見地から申しますれば、法人に対してはむしろ均等割をかけない方がよいではないかという事になると思つてございませうが、昨日も申し上げましたように、別個の理由から、やはり法人に對しても均等割をかけた方がよいのではないかと申すので、シャープ勧告を訂正したような案を考へておる次第でございませう。ただ農業協同組合の性格等から考へて、それは不適当ではないかという御議論と存じますが、私も似た

しましては、農業協同組合もやはり市町村の中にあつて社会的な活動をし、一定のサービスの利益を受けるわけにございませうから、同じような建前にいたした次第であります。

○門司委員 どうも鈴木君の答弁は納得が行かぬのであります。私は、何も法人にかけぬことがよいとは申し上げておりません。法人にかけないにいたしても、そういう特別の保護をするように立法しておられますものにむりな税金をかけることはどうかと考へるだけでありまして、法人にかけないといふことは毛頭議論をいたしておりません。あまり挑戦的な御答弁をいたしますれば、私の方もそのつもりで、質問をいたしますから、さう御承知を願います。

今、鈴木君からそういうお話がありましたので、少し時間が長くなりました。ではこの方には御迷惑だと思ひます。が、ひとつ大臣に御答弁願つたことをむし返してお尋ねを申し上げます。大體住民税の性格から申し上げたいと思ひます。住民税はどういう性格を持つてゐるものであるか、はつきりした御答弁を願ひます。

○鈴木政府委員 前会来申しましたように、市町村住民税は従来の資産割なり、所得割なりあるいは均等割というやうな考へ方を改めまして、所得割を中心とし、これに負担分任の意味を加味した所得割的な性格のものとした次第であります。

○門司委員 一昨日の大臣の答弁には、負担を公平にするという建前の上に、徴税の形の上においては非常に所得を中心としたやうなかけ方をした

けれども、その他の均等割で、所得の少ないものも多いものも全部八百円、六

百円、四百円というに均等割をかけるのであると大臣はつきり御答弁になつておる。公課的な性質を持ち、均等にこれを負担すべきであるという理論の根拠は、少くとも、私は地方公共団体における共同の生活を営む上においてのお互いの義務的の觀念が現れておるのではないかと。そうなつて来ますと、なぜ一法人におかけにならないか。法人は地方公共団体の中で、ある意味におきましては、非常に有数な地所を大きく占有して商売をしておることに間違ひはない。また法人が一つの大きな会社を設立いたしますことのために、その地方の農民の土地を取上げておることは間違ひない。そして彼らが農民諸君の生産といひますか、生活を圧迫するために道路の必要もございませう。し、橋梁の必要もございませう。その工場の利潤を生むことのために多くの使用人が使われます場合には、それに匹敵したしきつところの衛生の設備もしなければならぬ。また学校の増築も行わなければならぬ。これらものは法人といへども地方公共団体に非常に大きなめんどうをかけたたり、あるいは財政的の出費をかけたたり、あるいはその他の保護を受けておるといふことは事実でございませう。もしこの市町村住民税の性格が公課的な性質を持つものとするならば、一体なぜ法人にものはつきりした税金をおかけにならないのであるか。法人は一億の資本の大会社も二千四百円、五万円の法人も二千四百円、一体これ均等だと言へるかどうかということでありませう。その

点も少しはつきり言つてもらいた

い。

○鈴木政府委員 市町村民につきましては、すでに申し上げたように、均等割に關しましては、負担分任の考へと合せて、応益という点を加味しておるわけでありませう。所得割につきましては、所得税なり、法人税なりの軽減の方針が、法人から個人に所得が移りました際に、そこにおいて課することを大體の建前として改正をいたしておりますので、そういうやうな性質にも沿ひ、かつはシャープ勧告の趣旨をそつとまま取入れまして、法人に對しては所得割をかけないにいたしましたわけでありませう。

○門司委員 私は一向にわからぬ。法人に所得割をかけない理由について私は説明を聞いておるわけではありませぬ。私は性格を聞いておるわけでありませう。法人の性格をもう少しはつきりしてもらひたい。

さらに住民税に對する性格であります。私は何度も申しますように、同じやうに地方公共団体に迷惑をかけておるといふ点からいへば、個人の迷惑よりも法人の迷惑の方が非常に大きいと思ひます。法人には二千四百円ばかりかけたとあなた方はおつしやるがもしれませんが、この二千四百円といふものは、一億の資本を持つ大会社も二千四百円、五万円の法人にも二千四百円といふのは負担の能力の關係から比較して参りますと、大きな開きを持つておられます。こういう不均衡な統一な税金がかけられておつて、これで一体法人に市町村民税をかけておるといふことが言へるかどうかということであ

ります。われ／＼の考へから参ります

ならば、今度のこの市町村民税の性格から考へて参りますと、実に不都合である。個人が地方の公共団体に迷惑をかけるというやうな語彙がありますが、やつかいになつておる程度と、法人が地方公共団体に庇護を受けておる程度というものは非常に大きな開きがある。ある場合におきましては、戦争中の実例であります。横濱において一般の人の税金でこしらへた道路を、一つの会社が事業を運営することのために専用して、一般の交通人を通さないといふやうなことで会社当局はやつておるのであります。これは一定の個人が自分の利害關係のためにこの道路を使ひたいと願ひ出ても、おそらく許可にならないと思ひます。それだけ地方の公共団体といふものは、やはり大きな法人に對しては便宜も興え、また保護育成をしておるのであります。それに対してこの住民税の性質が先ほどから申されておられますやうな性質を持つておるとするならば、なぜこれにもう少しはつきりした税金をおかけにならないか

たか。

○鈴木政府委員 応益的な見地から法人に對しても、所得割をかけるべきであるという御意見は十分拜聴いたしました。が、政府の原案におきましては、もちろん応益的な見地から附加価値税でございませうと、あるいは固定資産税でございませうとか、關係地方公共団体との間を考へまして規定を設けておられます。ただ市町村民税につきましては、均等割というところにおいて応益的なつながりを設けた次第でございませう。

○門司委員 あとは固定資産の條文の

ところで、これ以上の質問をいたしたいと思ひます。逐條的に申し上げますが、次に申し上げたいと思ひますことは、二百九十五條であります。二百九十五條の個人の非課税の範囲であります。現実の問題として考えてもらわなければならぬことは、現在の失業者の場合であります。ここに書いてあります不具者であるとかあるいは寡婦であるとかいふものよりもよりその通りであります。商業を営みあるいは多少なりとも資産その他のある人は考えられないことは申すまでもありませんが、失業者に対して前年度の所得税の一割八分を徴収し、さらに均頭割をかけて参りますならば、これは納税の負担力を持つていないことはあたりまえだと考えます。これらが非課税の対象になつておりませんが、それはどういうわけであるか。

○鈴木政府委員 失業者等に対する問題でございますが、これはそれ／＼の事情に応じて、納期の延長でありますとか、あるいは減免の措置等がそれぞれできますように規定を設けておる次第でございます。

○門司委員 減免の規定などよく存じておりますが、しかし実際上の問題としてこれらのものはやはり非課税であるといふことをこの機会にはつきりすべきでなかつたかといふことであります。

ここに「前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。」と書いてあります。これは一応これで何事もないように見えますが、警察官の職務執行に関する法律の中に、これと同じような法律の條文があるのであります。この場合に警察官が職務執行をいたします場合に、警察官であるといふ身分を証明して質問をいたします場合においては、先にこれを呈示しなければならぬ。これは国会において修正をしたから、大体記憶いたしておりますが、これは税務当局だけに限つて、請求のあつたときにこれを見せればよいのだというように書かれておりますが、これはそれ／＼の法律と比較して非常な不均衡だと思ふ。もちろん徴税吏でありましたら、先にこれを呈示して、納得の行つた上でこれを調査するといふようにしておきまふと、悪い意味で申し上げますならば、ここにせの徴税吏その他ができて来る余地があるのではないかと考えますが、この点はどうお考えになりますか。

○鈴木政府委員 ごもつともなお尋ねてございまして、この第二項は最小限度の條件として、請求があつたときには必ず示さなければならぬという義務づけをいたしたわけでございます。お話をよく実際の運用の問題といたしましては、徴税吏員が出かけて参りました場合にはあらかじめこれを呈示いたしまして、納得を得た上で処理するといふことが、実際の運用方針としては適當であらうと考えます。

○門司委員 私はこれは特にひとつ運用の面で何らかの指示をしてにおいても

らいたい。といふことは、これもわれわれは削除したいと考えておる点であります。今度の税法には国税犯則の取締法をくつつけておりますので、国税犯則取締法から参りますと、徴税吏は、差押えその他をいたします場合には、従来のように司法警察官を伴わななくてもよいといふことになつてゐる。そういう徴税吏自身が入つて錠前をはずして調査したり、あるいは封印を切つて調査することができるようになつてゐる。その前に身分を呈示しませんでした、そういうことをされては困る。やはりこれは事前に自分の身分を呈示して、安心と納得の行つた上でこういうことをやられる方が間違ひが起らないと私は考へております。これはやはり他の法令、似たような法律と歩調を合せる意味におきまして、法律の改正ができませんならば即時にこれを改正してもらいたい。そうしてそういう形のもので国会を通してもらいたいと考えておるのであります。この点について改正される御意思があるかどうか伺いたい。

○鈴木政府委員 私どももいたしましては、ただいま仰せになりましたような趣旨を十分体しまして運用することによつてその実をあげない、かように考へております。

○門司委員 もう一つこの点で聞いておきたいと思ひますことは、よく地方でこの点は問題になりますので聞いておきますが、これは昔のずつと以前の法律では、大体日の出から日没というやうな規定になつておつて、差押え等はそれによつてでなければならぬかつたのでありますが、これには時間が書いてないのですが、一体徴税吏はいつ

でもこれができるかどうか。

○鈴木政府委員 お話のようにそういうやうな立法命令もあると存じますが、多くこれは公衆の出入りをしますやうな所に入ります場合には、そういうやうな條件が警察官の入る場合等についてあると存じます。ただこの場合は、もと／＼個人の邸宅に入る場合でありますから、実際の運用をいたしましては、御注意があらましたようにあらかじめこれを呈示して入るよう運用をさせたいと存じますが、そういうふうにしたしますならば、必ずしもその時間を法の上で明らかに書く必要はないのではないかと。実際問題といたしましても徴税吏員はいずれも地方公務員でございまして、おのずから職務時間の制限もございまして、その範囲内でこの法規が行われることになるかと考へております。

○門司委員 私は実はその点を心配するのです。執務時間なら執務時間、日の出なら日の出から日没までといふふうにきめられておれば安心できるものでありますが、これがいつでも適用できるといふことになつて来ますと、質のいい者であればよいのでありますが、中心には質の悪い者がいて、とんでもない時間に、おれはこういふものだといふ身分証明書を提出して、いやがらせをするといふやうな危険性が――今まではあまり考へていなかったものでありますが、われ／＼は危惧するのであります。従つて、これには明確な服務規程というやうなものをせひはつきりさせておいてもらいたい。もしそれが法律で書けなければ、市町村の條例にこれを入れるように指示してもらつて、明確にしておいてもらいたいといふこ

とを申し上げておきたいと思ひのであります。

さらにその次に二百九十九條であります。二百九十九條の三に「前條の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者」といふことになつておまして、これらの罰則規定は、実は非常に重い罰則規定がつけられております。いわゆる一年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処する、こういうことになつておる。これは新しい刑事訴訟法によりまして、御存じのように取調官の質問に対しては黙秘権が一応認められております。これは人權を尊重する意味において、こういう権利が認められておるのであります。この徴税吏に対して質問に答へなかつたからといつて、これにただちに一年以下の懲役であるとか、あるいは二十万円以下の罰金であるとかいふやうなことが書かれてゐるのであります。一体これは今の刑法との関連はどういうふうにお考へになつておりますか。

○鈴木政府委員 これは大体国税徴収法、国税等の規定と同じやうな形の規定をいたしたものでございまして、これは運用は裁判所の裁判なり、あるいは検査官の手を煩わすだけでございまして、実際の運用におきましては、そういう刑法上の規定との調整をはかり、それに対してはもろ／＼特別の規定ではございませうけれども、その趣旨をくんだ運用にすべきであらう、こゝろ考へております。

○門司委員 何か非常に抽象的なお言葉で、私にははつきりわかりませんが、問題となりますのは、先ほどから申し上げておりますように、單に刑法

からさらにもう一つの問題は、従来なら、先ほど申し上げましたように、いろいろな場合において立会人あるいは証人等の証言ができるような規定になつておつたのでございますが、實際は今日は徴税吏は一人で行けて、そうして一人の人の話合ひの場合に答弁があつたか、なかつたかということについて何らの証人の証言がないのでありまして、この点にもし悪用されるとなつて参りますと、非常に大きな問題でありますし、同時にまたこれを先によりかざして、答弁をしなければ一年以下の懲役、二十万円以下の罰金に処

するかと言つて、さあ言いなさいといふことになりますと、これも一つはかなり人權を蹂躪した問題になるということが言えるのであります。従つてこの点はもう少し私は明確にしておいてもらいたいと思うのでありますが、当局は一体どういふうにお考えになつてゐるか。

○鈴木政府委員 この法の立案をいたしました建前といたしましては、国税の運用と同じようなことになるかと存じますが、ただこれの実際の発動は、地方の徴税吏員がこの事実を檢察官の方へ通告いたしましたして、その結果発動することでございますし、地方の徴税吏員につきましては、それ〴〵地方でありますだけに密接なる住民からの批判なり、その他の声があるはずでございますから、私は実際の運用におきましては、そう御心配になるような結果にならないのではないかと、いふふうに考へております。

○門司委員 罰則の点でもう一つ、これは私の多少考え違いかも知れませんが、お聞きしておきたいと思ひます。それは、先ほど鈴木さんは、いづれ裁判所その他の關係だとお言ひになつておられますが、地方自治法の中には、明らかに市條例あるいは町村條例に違反した者は罰金あるいは拘留に処することになっています。ところが、これは條例となつてゐるもので、

警察官あるいは国の裁判所の手によつて最終的な措置がとられるわけでございまして、そういう檢察權の發動をいたしまする前提といたしまして、公務員が犯罪の事実を発見した場合においては、これに通告するという規定上の義務があるわけでございますから、徴税吏員といたしましては、そういう通告をいたすわけでございますが、これは徴税吏員の、はたして答弁をしないという事実が該当するかどうかということの認定の問題でありますし、またそれを発見しました場合に、は

殊な場合以外は、おそらくは實際の問題としては、これを通告するということがないでございましょうし、また檢察当局の運用方針といたしても、特別そういうようなものについては、特別の場合を除きまして、單なる答弁をしないという程度の、大した故意の認められないものにつきましたまだ行くところ

であります。これは一体どうなんでしょうか。

○鈴木政府委員　この点は、やはり地方の公務員といたしまして、結局法令によつて公務に従事する者でございしますから、刑法上の公務員といたしましての責職に関する各種の罪の規定等が動いて参りまするし、またこの税法が案自体といたしましても、業務上知り得ました各納税者の秘密に属する事項等を漏洩したした場合におきましての罪を規定いたしているような次第でございします。

○門司委員　どうも実はその点はわれ

われにははつきりしないのであります。何だか全部納税者側の罰則だけであります。たとえば「証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ」というだけでは何らの罰則に触れていないのであります。呈示しなかつたらどうなるかと

にこれが適用せられるわけでございます。するし、また公務員につきましては、府県の吏員にいたしましたも、市町村の吏員にいたしましたも、この服務紀律に違反をいたしました場合におきます懲戒という措置もございます。こういうような法令に従わずして職務を執行した者に対します措置もございします。そういうようなものによりまして、全体としては官紀を振肅して行くこともできるのではないかと考えております。

○門司委員　もう一つ最後に、この項

で聞いておきますが、もし請求しても
呈示しなかつたという場合、たとえは
この第二百九十八條に書いてあります
ような、直接いふ／＼調査をしたりす
ることが必要な場合に、税務吏員がこ
れを呈示しなかつたという場合におけ
る納税者側としての処置は、一体どう
すればよいのでありますか。

それからもう一つ聞いて見たい。おきますが、もちろん不当な者に対する罰則のあることは当然であります。が、しかし税金の場合におきましては、最後に更正決定ということになつて来ておりまして、本人の申出あるいは本人の示した書類等に間違いがある場合におきましては、これは当然更正決定をすることができることになつておる。そういうことですならば更正決定をする、ということになつて参りますと、ここでどういふふうに当然刑法で認められております黙秘権までも否定し

かてをなといふが、失ひに付、何れに於ても、
てゐると私は承知しておる。それとこ
の法律との関連であります。従つて地
方自治法の中にそれがはつきり明記
たしてあります以上は、條例でそうい
うものが規定されて参りますと、法律
にも規定されて参つておりますので、
必ずしも本人が不服があつて、ある
は行政訴訟を起せば別でありますが、
起さなくても罰金はとられるのではな
いか、裁判所の指揮を仰いでも罰金は
とられるのではないかというふうにな
えておりますが、その点はどうなりませ

うなことはないようになるのではない
だらうか。そういうふうに、この税法
の全体の建前といたしましても、運用
せらるべきものであらうと考えており
まするし、関係の当局に對しまして
も、そういうふうに運用につきまして
は要望して參りたい、かように考えて
おる次第であります。

○門司委員　こゝでずつと先の條文に
なつておりますが、罰則のことにつ
きまして、ついでにお聞きいたしてお
きたいのでありまするが、納税者側

いうても、別にどうにもならない。罪にはちつともならない。また納税者は、うそを言つても、ものを言わなくても、体刑あるいは罰金を課せられるがここでは呈示を請求されて呈示といくても、何ら罪に問われていないといふようなことであります。これは法の運営の上には、実質上の問題として大きな欠陥ではないか、というように考えておるのでありますが、この点に対してどういうお考えであるか、もう一度伺います。

○鈴木政府委員 この点は、徴税吏員たる者は、法令なり條例なりに従つて行爲をしなければならぬわけでごさいまして、ここに規定いたしましたであります。そのような規定に違反をして職務を執行したという場合におきましては、やはり服務紀律違反といふことになりまして、その事態のいかんによりまして懲戒上の措置を受けることになると思ひます。

○門司委員 それでは、もし納税者の方が呈示を請求いたしましたとしても呈示を

に對する各條文にわたります質問を終りたいと考えておるのであります。ただ私がここで申し上げておきたいと思ひますことは、われ／＼といたしましては先ほど申し上げましたように、この課税の標準並びに税率等につきましては、実は非常に不満を持つておるのであります。昨日も申し上げましたように、防空壕の生活者も大邸宅の生活者も、同じような形で税金をとられるということは、明らかに悪平等でありまして、決して平等でないということをお申し上げておきたいと思ひるのであります。

それからその次に聞いておきたいと思ひますのは、目的税の關係でございしますが、目的税は、従来これが市町村において賦課されましたものは、大體受益者負担というように行われておりました。一応税制の建前の上から申しますならば、従来の受益者負担であつたようなものは目的税というやうなことになるので、そうしてこれがつきりした線の下に包含されておつたというところに相なつて参りますので、一応進歩のようになつておるのであります。この條文の中で特に何つておきたいと思ひますことは、七百三條でございします。いわゆる「市町村は、共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、当該施設に因り特に利益を受ける者に対し、共同施設税を課することができ」と、このやういふことに相なつておるのであります。この共同作業場であるとかあるいは共同の倉庫であるとか、共同の集荷場であるとかというやうなもの、この共同の範圍であります。これは市町村を單位とする共同の範圍であるかどうかというところであります。

町村を單位とする共同の範圍であるかどうかというところであります。○鈴木政府委員 この共同と申しますのは、市町村の特定の区域ならば特定の区域の人たちに対して——あるいは關係の住民でもいいと思ひますが、そういう者のために共同作業場をつくるやうな場合におきまして、その共同作業場の設備維持に必要な経費に充てますために、共同施設税をとるわけにございします。従つてその共同作業場を利用いたします者に対しては、その利用の受益、厚薄の程度によりまして、それ／＼の税を掛けて行く、こゝういふやうになる、いわば受益者負担の考え方のものでございします。

○門司委員 受益者負担には間違ひはないのでございしますから、そういうことは一応言えるかと思ひるのであります。が、こゝでもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、現在あります水利の利用組合のようなものが各町村にはあるわけでありまして、そういうやうなものはこれに當てはまつて、税金のやうな形でとることができようか。これは單に市町村の行いますものでありまして、今日組合組織でやつておるものがないわけではなくないと思ひます。これはどうお考えですか。

○鈴木政府委員 これは市町村がみづから必要とする経費に充てるための目的税でございしますから、水利組合等が同様な農業水利のための施設を設けた場合には、市町村の目的税としてその必要な経費をとるとすることはできないかと考えます。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、七百四條の非課税の範圍であります。この中には日本専売公社及び日本国有鐵道というやうに書いてあるのがありますが、これを除かれた理由をひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 日本専売公社及び日本国有鐵道につきましては、この地方税法案におきましては、すべての税につきまして非課税の扱いにいたしておきます。この理由は、専売公社も国有鐵道も従来は直接政府が経営をいたしておりました事業でございしますが、先般のマッカーサー元帥の書簡等を基礎にいたしまして、国家の行政組織から公共企業体という形に切りかえられた關係がございします。特にこの二つだけは、従来国が直接やつておつたといふことも勘案いたしまして、非課税の扱いにいたした次第であります。

○門司委員 これは固定資産税のところでも申し上げようと思ひておるのでありますが、国のやつておる仕事であるから、これに税金をかけないといふことは、国税の方面においては、さういふことが言えると思ひますが、地方の公共団体の部面に対しては、国がやつておるから税の対象から除くといふことは、地方公共団体に對しては、かなり大きな迷惑だと思ひます。いわゆる受益者負担のやうなものは當然専売公社であれ、国有鐵道であれ、そのことによつて利益を得るやうなことになるので、参りますならば、やはりこれも應分の負担をすべきではないか、ことに國が株主であるからと言へば言えるやうなものです。が、實際独立採算制をとつております今日の現状から申し上げますと、これを受益者負担から除くといふことは不穩當ではないかと考えておりますが、その点はどういふやうにお考えになつておられますか。

○鈴木政府委員 この点の御見解は十分承知いたしまして、非課税の問題につきましては、政府といたしまして存じております。ただこの案におきまして、このやうな非課税にいたしておきますのは、先刻申し上げましたやうな意味からでございします。

○門司委員 それからこの目的税の中に課税標準が実は定められていないのであります。一體どのくらいまでこれを課して行くのでありますか。

○鈴木政府委員 これは目的税がどういふ形の税がとられますか明確でございせん。ただここにございしますやうに、特に施設により受ける利益の限度を越えることができないといふ押え方をいたしまして、それだけで、あとはそれ／＼その市町村の事情に即応するやうな課税標準なり税率なりをとるやうにしたらいいだらうという考え方でございます。

○門司委員 そこで元にもどります。七百三條の問題で所有權の問題が出て来るのであります。市町村の共同作業場とか共同倉庫とかいふものができて参りますが、賦課いたします標準がきまつておりませんので、これに必要な所要経費を全部受益者が負担するといふことになつて参ります。受益者の負担いたしまして建てたもの、市町村はただ計画しただけでできたものが、ただちに市町村の所有に歸してしまふといふことになりまして、寄附金を税金の形でとり上げたやうなことになるので、あまりいい結果にならぬと思ひます。従つてある限度が必要ではないか、總額の何パーセントといふものを押えて、それ以下のものをこゝういふ税金の形で受益者から取立てることができるといふ限度が必要ではないかといふやうに、所有權の問題と考へ合せて考えるのであります。この点はどうですか。

○鈴木政府委員 そういふやうな意味の目的税につきましてのわくをさらに設けるといふことも一つの案だと存じますが、私もどうもいたしましては、この目的税はまつたく共同に設けて行くやうな性格のものでございしますから、やはりそれ／＼の受益に應じまして共同にその利益を利用する者が、その厚薄に應じて額を負担して行くという制限を設けただけで、あとはそれ／＼の自治にまかした方がいゝ結果になるのではないかとこゝうに考えた次第でございします。

○門司委員 これは非常にめんどうなやうであります。が、われ／＼といたしましては、さきに申し上げましたやうに、ぜひこれには何らかの制限がなくとも地方の自治体にまかせるというやうなお話であります。それなら一切地方自治体にまかしておけばいいのであります。ややこしい法律をつくつて罰則をきめたり、税率をきめたりしなくても、課税客體だけ示して、あとは課税額についても地方自治体にまかしておけばいい。ことに他の條文については、地方団体の權限に對する干渉といつていいくらいまでのことが書かれておりますのに、この目的税だけに限つてさういふことがあつても書か

れておらない。ここに目的税の今度制定された形から見まして、大きな一つの欠陥があるのではないかと、これはひとつ目的税に對しては、税率の範圍というものを定むべきである。そして地方住民の負担の限度を一応これで定むべきである。この法案を見ますと、まったく住民の負担の限度がわかりませんので、従つてほとんどこれが市町村の所有でありながら、大体それを利用する者が全部これを負担してしまふ、そして所有権は市町村にあるというふうなことに、これは、われわれといひますと、これは、感心ができないのであります。ことにこの中に水利とか林道とかあります、都市計画事業その他に對しましては、ある場合におきましては当然これは市あるいは町村が負担すべき筋合いのものである。そこで私当局に事情を知つておいてもらいたいと思ひます。これは、これらの事業に對しましては、当然市が行ふべきであるが、市に予算がないといふことのために、やむを得ず今日までは、受益者負担なら何とやらしてやる、お前の方で金を出して来るならひとつこの道路をこしらえてやる、というところが、大体われわれが地方議会の議員をやつておりました当時において通例となつておつたのであります。お前の方で金を出すならこの道をつけてやる、あるいは下水を直してやる、というところが往々にして行われておるのであります。これが今度はつきり法文化されて目的税としてとられて来る、ということになつて、地方の住民はただ便宜のために必要以上の負担をしなければならぬ、という形ができて来る。ここに地方のボスといひま

すか、ここに全部の住民の利益になる事業なら別であります、ある種の、今までよくいわれております、地方的利害に没頭しておられます、地方の跳梁する場所をこしらえるのじやないか、というように、実は考えられるのであります。従つて当局は、これについてただ市町村にまかせるといふことではなくして、これらの負担の限度をぜひこの條文の中に入れていただきたいと思ふのであります。再度お尋ねいたしますが、そういう御意思があるかどうか承りたい。

○鈴木政府委員 目的税はまつたく文字通り公益的な税と考えることができ、と思ふのでございまして、それ、その施設を当該関係の受益の對象になります住民が欲するかどうかといふことが、やはりそういう施設を設けるか設けないかといふことにつきまの決定的な要素になるであらうと思ふのでございまして。そういうふうな点から申しますと、むしろこれはそれぞれ関係受益者なり市町村の議會なりの自主的な決定にまかしておきました方がよろしいのではないかと考えたのでございまして、御意見とはいささか違ふのでありますが、政府といたしましては、このような形でやつて行けるのではないかと考えておる次第でございます。

千円とつてゐるのだとか、長野県あたりでは平均七千円くらいとつてゐるの、がざらにあるものであります。そういうふうな今までの状態と比べて、今度こういうやり方にかわりました、はたして標準税率程度で實際やつて行けるものか、制限税率あるいは制限税率を突破するやうな場合だつて相当起るのじやないか、という点を一應聞きたいのであります。この法律を見まして、この制限税率を突破するやうな場合、これを絶対制限税率以上出させない、という規定にはなつていないやうであります。この点については、實際はどういうふうになつて行かれておるか、その点を第一一應お聞きしたい。

○鈴木政府委員 標準税率を超過して課税しなければ、所要の財政需要に見合いますやうな税額が得られないやうなことは、ないか、というやうな趣旨のお尋ねと存じます。これは、一般的な傾向といひましては標準税率によりまして計算をいたしまして、全体の財政計画の收支とバランスを合せるやうにいたしておきます。従いまして、一般的に申し上げるならば、標準税率を超過して課税をするといふことはあり得ない、かやうに考えております。

○米原委員 しかし實際問題としては、今までそういう例が、いふん多いのであります。この前もそういう方が、私の方に居ておりました。たとえば、静岡県浜名郡におきまして、たとへば中学校——六・三制の中学であります、これを建てる問題で、補助が出ないで、すぐに村民税を四百万円引上げるという形に持つて行く、こういうものが、実に多いと思ふ。實際問題としては、今さきに言いましたやうに、地方によつては平均七千円もつてゐるの、がざらにあるといふやうな果もあるわけでありまして、そういうやうなことが今後なくなつておられるかどうか、實際はどうか、それは行かないか、これは標準——今度のは相当の額で、五百七十五億円でありまして、それを突破するやうな村も實際は起るのじやないか。全体的に言へば、政府の言つておられるやうなこともあるいは出て来るかもしれないけれども、非常にこれは不均衡な点が起つて来るのではないかと。今までもそういう例が非常に多いのであります。今までのやうな傾向が完全に阻止される、これに對して、政府はどういうやうな方針でおられるのか、聞きたいわけ

です。

○鈴木政府委員 私どももいたしましては本年度の全体の財政計画を考えまして、地方税といたしましては千九百億あれば、これで全体の財政需要とのバランスが合ひ、かやうに考えております。その基礎といたしましては、今御指摘がございましたやうな市町村民税、さらにこれにプラスをいたしまして、いわば一種の税にかゝるやうな財政寄附的な強制寄附をやつておつたという例があつたかも知れませんが、そういう強制寄附の三百億といふやうなものも全体の計画の中に組み入れまして、これを解消するやうにいたしておきますので、またそれ、一々こまかい税をとりません、法定税目だけで大体千九百億の線を維持できるやうに考えておりますから、標準税率を超過いたしまして、さらに相当とらなければならぬといふやうなことは、まずまず今後なくなるであらう、またそういうふうになければならぬと私もは考えております。

○米原委員 私は總額の点を聞いておるのではありません。總額の問題ではなく、今度、地方によつて不均衡があるのではありません。先ほど新潟県からいらつしやいました参考人のお話を聞きました。東日本の方面、ことに農業地のようなところでは、固定資産税といふものはあまりとれない、そして結局弾力性のある住民税にそれが行くのではないかと。それで今までもこの住民税において標準税率を突破する例が、一番多かつたと思ふのであります。そういう点で、全体の總額として千九百億といふ問題じやないのであります。そういう地方が相当出て来るのじやないか、これに對する政府の措置があるかどうかといふことを聞きたいわけ

です。

○鈴木政府委員 個々の市町村におきまして、地方財政平衡交付金法によりまして、基準の財政収入額あるいは基準の財政需要額を見合す場合の一定の方式が定められておるわけでございます。その際、その基準の財政収入額を見合す場合には、標準税率の七〇％程度といふところで押えております。従いまして、今の標準税率を超過いたしまして課税をするやうなことをいたしません。教育費とか、その他必要な経費につきまして、基準財政収入をもつてまかなない部分につきましては、平衡交付金が行くわけでありまして、そういう点から個々の市町村につきましても、そういうやうな標準税率をさらに超過してとるといふやうな

手段によらなくてもやつて行けるのではないか、こういうふうに考えております。

○米原委員 結局交付金ということになります。その平衡交付金の総額が、実際には、先ほどの参考人の話で、承ったところもそうであつたように、今までの配付税と比べて実質的にはあまりふえていない。ことに以前の配付税の三〇%のときと比べると、事実は非常に少いわけでありまして、その操作でどのくらい行くかということにつきまして、はたしてそううまく行くかどうかについて非常に疑問なんであり

ます。その次にもう一つ、この委員会でも何回も問題になりました点であります。が、所得という意味が先ほどから何回も問題になりましたが、所得税がかかっている人というだけであつて、いわゆる所得のある人でありまして、結局は生活費というものを税務署の見ている所得では見ないわけでありまして、収入から必要経費を差引くと所得であります。そうすると、ほんとうに一年間に八百円収入があつたと一千円所得があるのと全部均等割がかかる。こういう点が先ほどから何回も問題になつてゐるわけでありまして、これを

見ましても何らこれを是正するものはないように思う。この法文の中には、一つもそういうことは認められていないやうであります。これが実際問題としてどうなるかという点であります。八百円でも一千円でも二千円でも、そういう過少の所得の人に対して、また先ほどから何回もお話がありました、大邸宅に住んでいても、防

がかつて来る。この問題であります。が、これについて今までのお話では、ただ地方団体にまかす、地方団体がこ

ういふ点は適当にやるだらうとおつしやるけれども、しかし昨日からの政府のお話を聞いておきまして、地方税の住民税を課税する人員は大体二千万人近くなつてゐるわけでありまして、今までの比べて数百万人ふえるわけでありまして、そういうことを考えて、標準税率にしてつて千九百億圓という総額を出してゐるわけでありまして、その

うすると政府の方針ではそういうふう

に説明なすつて、地方団体が適当にやるとおつしやるけれども、実際はそういう計算をしておられないから、実際は全部地方団体がそういう人を免税にするというにすれば、標準税率といふものは絶対にこれだけとれないことになる。どうしても各地方団体が標準税率を突破して行かなければ、予定通りとれないことになると思ひます。この点はいかがが考えておられますか。

○鈴木政府委員 今の点でございますが、この原案におきましては、生活の困窮者生活保護法による保護を受けておられますような者につきましては、これは非課税にいたしておりますし、また生活の困窮をいたしております者、その他特別の事情ある者につきましては、減免の措置を講ずる方法も規定しておりますし、また同様な場合におきましては、納期限を延長するという規定をいたしております。これらの方式の運用によりまして、それらの市町村におきましては、実情に即するよう

な措置ができるものというふうに私もは考へております。

○米原委員 規定は一応そうはなつておりますが、ところが実際には今までのと比べて二百万人なり、来年になると五百万人ほど課税する人員がふえる予定で、この数字が出てゐるわけなのであります。そうしますと規定ではさうなつておられますけれども、政府の大体のくらしい標準税率でとれるかという計算をしておる数字であります五百七十五億圓ですか、この数字はさういふ人たちが減免されないという計算でやつておられるように思ひますが、さうではないのですか。たとえば今の二千万人ほどに課税人員がふえるという数字でありまして、この中にはさういふ減免される人たちがどのくらい見込んでこの数字を出しておられるのか。そういう人たちは全然見込まないで、所得のある人、いわゆる八百円でも一千円でも所得のある人は、全部均等割をかける。そうして計算してみても、この五百七十五億という数字が出ておるのではないのですか。この点をお聞きして

いるわけですか。

○鈴木政府委員 市町村民税の納税義務者九百万という数字は、この法案において規定をいたしております未成年者、寡婦あるいは不具者というやうな非課税の該当者を除いた数でございます。

○米原委員 そうしますと、実際問題としては、今言ひましたこの法律で免除されてゐる者以外の地方団体が軽減または免除し得る人、さういふものはこの基準には入れていない、さういふことが明らかになつたわけですか。さうしますと実際問題としては、標準税率でつて行つて、政府の先ほどから説明しておられますように、地方団体が

実際にさういふ八百円とか千円の人

に均等割をかけることができないといふので、かけないことにすると、標準税率でとるときには絶対に五百七十五億圓とれない。どうしてもそれ以上、制限税率を突破することにはならない。かもしませんけれども、この法律で定められてゐる標準税率ではなくて、それ以上税率をかけたければならぬといふ計算と、それをやらなければ総額としての千九百億圓も出て来ない、さういふことになると思ひますが、さう解釈してよろしうございませうか。

○鈴木政府委員 政府といたしましてはさういふことの結果、納期の延長なり減免なりの措置を講じてまして、よつて減じまするところの額はさほど大きな額にならないだらうと考えております。

○米原委員 そう多くならないとおつしやいます。これは前に取引高税の問題が起りましたときにも同じやうなことがありまして、一割が特別に措置されて、三万円の免税点が設けられたことがありますが、あのときに一割が免税される。大体三十万人が全国で免税されるという話がありました。そのときも三十万人は免除されるけれども、総額では一文もかわりがない、さういふ説明があつた、実に不可解なことがありましたが、それと同じやうなことがありまして、二千万人課税する、大体一千九百六十九万人ですか、それほ

どになつたといふことになりまして、この二百万人ないし三百万人ふえた人は、大体所得税のかからない人が、その二百万人のうちに入ると思ひます。現在所得税のかからない人といふのは、たとえば基礎控除が、所得税は

二万五千円です。そして扶養控除にしても一万五千円、それ以外は何も引かれはしないのでありまして、さうすると一年間に二万五千円で生活するといふことになりまして、一月何ぼですか、問題にならないです。二千円か三千円か二月の生活をしなければならぬ。一月が二千円ないし二千五百円くらいの人、さういふ人たちにまで課税することによつて、二百万人、三百万人ふえると思ひわけでありまして、さういふことになると思ひますが、これは非常に重大問題だと思ひます。さういふ人たちは、地方団体の場合だつたら、さういふ人たちが税金はかけられないといふ気が起つて来るのは当然でありまして、さうするとどうしても標準税率を突破しなければならぬといふことになると思ひますが、この点はさういふ人たちが別なものを含んでおりますか。その点を説明願ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 今お話のように現実

にどうしてもとれないというやうなこ

とで、それらの税につきまして標準

税率以上にとらなければ、財政の需要がまかなえないというやうな事態があるいはあるかもしれないが、先ほど来申し上げますように、平衡交付金につきましては標準税率の百分の七十といふところを基礎にして考へておりますから、標準税率を超過するといふところまで持つて行きますけれども、平衡交付金の措置によつて私どもはやつて行ける、かやうに考へております。

○米原委員 税率の問題と平衡交付金

の問題とはちよつと別だと思ひます

が、もう一点聞きます。税率もあまり

上げることはできない。その場合にも

一つ問題になるのは、市町村による所得の計算ということ、これを見ますと、過少な場合、つまり税務署の計算しました所得が、これは過少だと見積られる場合だけ市町村が所得を計算するとなつておりますが、なぜ過大に税務署が計算した場合、これは非常に全国各地で問題が起つておる通りに、税務署が不当な決定をやつて、非常に過大に所得を計算して来ることも多いのであります。それを過少に計算した場合、安く税金をかけた場合だけ市町村で計算し直すことができる、そういうことになつておるのは非常に不合理であると思つておるのですが、この点について、いかなる理由で過少の場合だけ計算することにされておるのですか。

○鈴木政府委員 この法案の三百十五條の、市町村が独自に税務署の行いした所得額を訂正をして決定する場合のことでございますが、これはその次の三百十六條を見ていただきますと、市町村は著しく適正を欠くというやうな場合においては再計算をする方法が規定してあるわけでありまして、こういう規定の運用によりまして、今のやうな場合におきまして、実情に即するやうな措置を講じて行くものと考へております。

○米原委員 その場合に三百十五條の方は、つまり過少の場合で、この場合は市町村独自に計算してどんぐり修正することが出来る。税金もどんぐり高くとることが出来るやうになつておる。ところが過大に税務署がやつておつて、これを訂正する場合に、一々地方財政委員会の許可を得なければできない。こういうことになつておつて、実際上はなか／＼そういう所得の計算

を二々全国の市町村がやるということ、手間がかかりましてできないことだと思ひます。なぜ過大の場合も、ある範囲を設けられることはよいと思ひますけれども、過少の場合だけ市町村がかつてに直して、過大の場合は訂正することができないか。むしろたゞえば農村の場合なんかにおいては、大体あの家は非常に税務署が重い税金をかけたとか、あの家は軽過ぎるとか、こういうことは常識的にわかる問題でありまして、この問題をむしろ市町村が独自にできるようにしておけば、相当運用上うまく行くのではないかと思ふ。

○鈴木政府委員 今御指摘の点は一応ごもつとも存じまするが、全体の負担の公平を期する方法といたしまして、過少の場合を正当の額に引上げまして、全体の調整をとる。なおそれではなほはしく適正を欠くという場合におきまして、今お話のやうな過大のものにつきましては三百十六條の運用によつて善処いたしたい、かやうに考へてゐる次第であります。

○米原委員 それはまったくその方の側の御見解でありまして、とられる方を保護する方策が一つも講ぜられていないと言わざるを得ない。そういう点からみると、昨日の問題になりましたが、所得税を納めてない家族の人から今度は均等割で税金をとることになりましたが、そういう場合に納められな

い。その場合に差押をする場合もあるかというところが昨日問題になつたわけですが、あのときの主税局長の御説明によりますと、非常に言葉を通しておられました。要するに差押えにあたつては、食糧とか、生活必需品は差押えすることはできないという規定だけしか御説明になつていないが、これは差押えられる場合、あらゆる税金の場合に通用することでありまして、この場合にはあつとも当てはまらない。実際には家族が税金を納められなかつたやうな場合には、すぐに連帯責任で全部を差押えすることにされるわけでありまして、そうすると、均等割といたうものは不合理なものと考えざるを得ないのでありますが、この点はいかに考へられますか。

○鈴木政府委員 過大の場合におきましては、やはりこの市町村民税は、前年の所得を押えておきますから、その前年において所得税法の規定に基くぞれぞれの救済の措置を本人としても発動いたしまして、過大なるものを適正な線に持つて行くやうな努力をせられるであらうと思ふのであります。ただ過小なるものはそのまま納まつてしまふというやうなことでございまして、その点につきましての調整の措置をどういうやうなことで考へようというわけですか。しかしなほ過大のものにつきましては、さきに申し上げましたやうな三百十六條の措置も講じてあるわけでありまして、

それから今の国税徴収法の規定によりまする親族の者の差押えであります。これはきのう主税局長からも説明をいたしたと存じますが、それ／＼の納税者の持つてゐるその財産についてございまして、納税者が他の者と共有してゐるやうなものがございまして、その場合に、その限度においては差押えの対象にならうと存じますが、納税義務自身をやはり独立に考へて差押え財産の範囲というものをきまつて来る、そのように主税局長は申し上げたやうに私は了解しております。

○米原委員 そうしますと第十一條には連帯納付義務という問題があるわけでありまして。たとえば共有物、共同使用物、共同事業によつた場合は連帯の義務があるわけでありまして。そうしますと、農家で農業をやつておれば共同事業だといふやうに考へられるわけですが、それでその一家の中のだれかが拂わないと押えられるというところが起つて来るのではないかと考へます。農家が、その点はいかかでありまして、農業ばかりに限らず、この共同事業の解を非常に拡張して行きますと、いろいろな場合にそういう不都合が起つて来るのではないかと考へるわけでありまして、その点はいかかでございますか。

○鈴木政府委員 この十一條の規定の適用があります場合は、たとえば固定資産を数人の者が共有してゐるやうな場合におきましては、まさにお話をやうなことでございまして、これはやはりその数人の者が納税義務者であるわけでありまして、その数人の者の使用物であるわけでありまして、しかし市町村民税等の場合におきまして、

そういう納税義務自身は、世帯主なり、あるいは世帯員のそれ／＼に対して課せられる義務でございまして、その持つておられますものが共有物でございまして、その共有の持分の限度においてのみ差押えの対象になる、かやうに考へなければならぬと存じております。

○米原委員 では市町村民税についてはその程度にしまして、一点都の特例についてお聞きいたします。東京都の場合、地方自治法によると、大体区は市町村に準じたやうなものになつてゐるはずであります。課税の場合には、この特例によると、條例によつてきまるといふことになつておるやうな、区の課税の自主権といふものが非常に思ひやうに思はれる。この点については、現在東京都内の各区で非常に問題になりまして、区によつては、独立した市になつたといふやうな要望が非常に強いわけでありまして、この限界が非常に不明瞭であります。この点をどういふやうに考へておるのか、お尋ねしたいのであります。

○鈴木政府委員 東京都の特別区の課税の問題でございまして、この法案におきましては、特別区の問題の本質的な点は別にいたしまして、現在地方自治法上定められておるやうなところの特別区の性格をそのまま一応持つて参りまして、なお現在の地方税法案の建前を大体踏襲するやうな形で、都の條例の定めるところによつて、都から特別区の方に税を委譲できる、特別区の課すべき税の範囲を都の條例で定める、こういうことになつたのでございまして、この点につきましては、特別区の性格、都の性格等の問題からい

る。御議論があると存じますが、政府としては、今後の問題として研究を重ねて参りたいと存じております。

○米原委員 この場合、現在の都内の各区が要望しているように、はつきり法律で範囲をきめまして、課税に自主権を與えることが私は望ましいと思うのであります。しかし實際問題として起つて来るのは、本日の都の職員組合の参考人の方がおっしゃいましたように、大体今度新しく一千人の税務員を増加して、一億円の費用をかけて税務行政を拡張するということである。こういうことになつて来ますと、各区に出張所が置かれるようでありますが、そうすると、各区の税務課との競合という問題で、ますます各区の自主性が失われて行く、そうしてここに非常に問題が起つて来るのではないかと思つて、区にもつと大きな課税の自主権を與えることが望ましいと考えるのであります。が、實際問題としては、けんかのもとになつて、都と区の対立をますます激化して来ると思ひます。そこでこの問題をいかに処置されるか、ただ單に都の條例にまかせるというだけでは、今までの行き方から見ても非常にいいのではないかと思ひ、むしろ法律でもつと明確にするという方針をとるべきだと思ひますが、この点についての考え方をお聞きしたいと思います。

○鈴木政府委員 特別区制度、あるいは都制等につきましては、地方自治法上の大きな問題でございまして、政府としては今後の研究にまつて行きたいと存するのであります。この案におき

ましては、現行地方税法の建前を大体踏襲いたして参りたいと考えてかよう立案いたしました次第であります。

○前尾委員長 ほかに御質疑はないですか——それでは市町村民税、目的税及び都等の特例に関する質疑に關しましては、通告された方々の質疑を一応終りましたので、この件はこれで終了いたします。

○河原委員 明日固定資産税に關する質疑をあげるといふ方針のもとに、本日はこれにて散会せられんことの動議を提出いたします。

○前尾委員長 河原君の御発議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○前尾委員長 御異議なしと認めます。それでは本日はこれで散会いたします。

午後五時三十一分散会

昭和二十五年八月三日印刷

昭和二十五年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所